

陳 情 文 書 表

3 陳情第 12 号

国民保護計画に基づいた核攻撃に対する避難計画の実施を定める
訓練

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 5 月 11 日
(西曆)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]			
	氏 名	井原直臣		印 ほか	人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>				
	連 絡 先	[REDACTED]			

発言を申し出ます。

発言者	住 所				
	氏 名				
	連 絡 先	() -			

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 5 月 11 日 9時55				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山 下	山 下	渡 辺	山 浦	小 林	北 村	銀 木

薄根
主 任


令和3年 5月 11日

小金井市 議会 議長
鈴不成夫 様

陳情者名： 井原直臣

郵便番号： 184-0011

住所： 東京都小金井市東町

電話番号：

国民保護計画に基づいた核攻撃に対する避難訓練の実施を求める陳情書

現在、米中の軍事力バランスは中国に有利に傾き数年以内に逆転する可能性が高まっています。日本の安全保障環境は急激に悪化しており、尖閣諸島や沖縄の主権をめぐって日本に対して核の恫喝及び攻撃を受ける可能性も高まっています。

このような武力攻撃事態が発生した場合、米国は対中核戦争回避を戦略立案の大前提としているため、東京のためにニューヨークを犠牲にして核反撃する可能性は極めて低いと言わざるを得ません。

幸い、国民保護法に基づき、各自治体が平素から武力攻撃事態に備えて訓練することが法律で定められ、更に各自治体では国民保護計画が作成されています。住民の生命と安全を守るためこの規定に基づいて、避難訓練を実施することが最も有効かつ急務です。なぜなら、多くの国民は、有事の際、国民の生命と安全を守る責任者は自治体の首長であるにもかかわらず、漠然と自衛隊が国民の生命と安全を守り、避難と保護も実施してくれるものと誤解しているからです。有事の際、自衛隊は敵の攻撃を排除することが責務であるので、自治体が平素から自衛隊に頼らず、避難のオペレーション能力を高めることが急務と言えます。

また、放射能が低減するまで、一定期間生き延びるための核シェルターの設置も急務です。

よって、以下陳情いたします。

記

<陳情事項>

1. 早急に政府及び東京都と連携し、第三国による核攻撃等を想定した国民保護訓練の実施と評価を行い、評価を住民に公開をお願いします。
2. 早急に核・生物・化学・通常弾頭による攻撃及び災害などに備えた多目的シェルターの整備をお願いします。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 13 号

「地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書提出」を求
めることに関する陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和3年5月13日
(西暦2021年)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都西東京市西原町 [REDACTED]
	氏 名	金森 典子 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都西東京市西原町 [REDACTED]
	氏 名	金森 典子
	連 絡 先	[REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主任


第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 請願		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 5 月 13 日 13:25			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
		/				

令和3年5月13日
(西暦2021年)

(宛先) 小金井市議会議員

氏名 金森典子

住所 東京都西東京市西原町

連絡先

「地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書提出」を求めることに関する陳情書

1 陳情要旨

- (1) 「地域的な包括的経済連携（RCEP）から撤退することを求める意見書」を国会及び関係行政庁に提出すること。

2 陳情理由

地域的な包括的経済連携（RCEP）は国会で承認されましたが、関税が無くなることは、日本国民の大多数にとってメリットは無く、国内産業への打撃による不況、デフレの継続など、様々な損失をもたらすことが容易に予想できます。

とりわけ、安い農産物の流入により日本農業に対しては致命的な打撃が予想されるため、現在においても非常に低い我が国の食料自給率が更に下がり、輸入食料への依存が一層強まり、食料安全保障の根幹を揺るがす恐れがあります。

また、遺伝子組み換え作物、ゲノム編集作物、農薬などについても、我が国の法律で制限することが困難になりますので、食の安全が大きくおびやかされます。

本協定には、従来から懸念されていた「ISD条項」は導入されておりませんが、協定発効に先立って、中国の輸出管理法が成立しました。本協定による中国との貿易には、中国輸出管理法の域外管理規定が適用されることが予想されます。この法律は中国が関係国に対して細目を明らかにしないまま成立させており、中国に恣意的に運用される可能性があり、ISD条項と同様の効果を持たせることが可能ですので、我が国の主権を大きく侵害する恐れがあります。

また、貿易の基軸通貨にはデジタル人民元が使用されることが予想され、このことは日本がいずれ通貨発行権を失うことに繋がります。

ITサーバーは中国に置かれる可能性が高く、日本は自国民や自国企業の情報を保護することが困難になります。

更に、域内での人の移動が自由になり、日本への人の流入が容易になるため移民を制御できなくなり、国内労働者と労働力の低賃金化競争を招き、日本人の失業、低賃金化を更

に加速させる恐れがあります。

何よりも交渉内容が非公開であるため、国民が全貌を知ることなく交渉が進められ、民意を問われることなく合意されたということは大きな問題です。

承認に係る国会審議にあたっては、報道がほとんどなく、国民に周知されることなく採決、承認が行われたことも問題です。

民主主義の我が国においては、秘密裏の交渉、国民に周知されない国会承認という点のみをみても、反対する理由としては十分なものであると考えます。

つきましては、上記の事項について実現を図られることを求めます。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 14 号

小金井市長の新型コロナウイルス接種対策の史政を
 弾劾する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 5 月 14 日
 (西暦)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉 和彦 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	東京都小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大倉 和彦
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 5 月 14 日 15:30				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
渡辺	山下	/	山浦	小林	北村	鈴木

渡辺 主任

小倉市議会 新型コロナワクチン接種対策の失敗と弾劾する 附情書

別紙

1 小倉市は、令和3年4月19日、2万8千人の市合衆に何れ、市合衆に何れ新型コロナワクチン接種のお知らせの書面を送付した。右のお知らせに、かかりつけ患者となる市合衆に何れ、かかりつけ医ある指定医療機関において直接予約によってかかりつけ医による接種を勧奨する趣旨の記載がある。

又、これより、附情者が指定医療機関を尋ねると、この指定医療機関も、かかりつけ患者に対するワクチン接種を拒絶の理由を断った。これを要するに、右のお知らせの記載事項は、実現性が乏しい。

その他、小倉市は、右のお知らせにおいて、市合衆に対し、市のコールセンターへ電話して、ワクチン接種の予約を取るよう求めた。

その上、附情者は、予約受付日となる令和3年5月13日の午前9時0分より午前11時45分まで7回に亘り市のコールセンターへ電話して、この電話が全く通じない。附情者をNTTが日事と誤認し、

NTTが日事は、当日の午前中に電話殺到を覚悟して、小倉市の電話回線を切替したという。これを要するに、小倉市は、市合衆に絵の画の絵を命じた。

又、小倉市は、それら七回からの指示により、新型コロナワクチン接種の実績を延ばした。本件事案の司令塔を、このように設置して、小倉市健康センター健康課と誤認し、「司令塔は市のコールセンターである」と言うこと。市のコールセンターは外部の

陳 情 文 書 表

3 陳情第15号

住民税賦課に係る市税課職員の職権濫用の改善施策
を弾劾する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 5 月 25 日
(西暦)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大 金 井 和 幸 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	() -

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	大 金 井 和 幸
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 5 月 25 日 14:10				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
山下	山下	渡辺	山浦	小林	北村	鈴木

薄根
主 任

薄根

住民税賦課の繰上り市税滞職員の職権濫用の救済課程と弾劾
事由附書

副紙:

1. 小金田市の税滞職員は、本来住民税賦課において公正かつ適正な
法的手続に従い、職務を遂行する義務を負っている。ところが、
現実の市民税滞の職員は、前記の職務遂行において正義及び公正
な行為と遠くから実態を欠き、その具体的な事案例を示す。
2. 税滞職員は、年金生活者に対する滞程事由の場合、厚生労働省から作成し
市町村に提出する公的年金等支払報告書(以下「報告書」といふ)に基づいて
住民税賦課を行う。
3. 地方自治法は、右報告書を照会する滞程資料として、日本年金機構
から作成する受給者年金記録回答票(以下「回答票」といふ)及び年金
振込専用口座を指定した銀行預金通帳の銀行記録(以下「銀行記録」、
といふ)を使用する。回答票及び銀行記録は、それぞれ年金振込額を記載
する。なお報告書の厚紙添付は回答票である。
4. 報告書の記載正分の支払金額及び滞程滞程率の滞程率の正分の合計、
前記2つの記載正分の合計、支払金額 - 滞程滞程率の滞程率 = 年金振込額①
が自動的に算出される。本件において年金から天引きされた金額は、前記
滞程滞程率の滞程率の合計である。
5. 今回のように、回答票記載の年金振込額を②とし、銀行記録の年金振込
額を③とすると、正常であれば $① = ② = ③$ の等式が成立し、かつ
なりである。ところが、本件において $② = ③$ とならず、 $① \neq ②$ 、 $① \neq ③$ とな
る。③は答覆付証拠であり、今回のように②は正しく、①は正しくない、
社会通念は、上記の事実を認定する。
6. 今回の附書者は、市民税滞職員に対して、「小金田市から厚生労働省から提出
報告書記載の支払金額の訂正を有するよう申し入れた」と述べると、
市の税滞職員は、「右訂正中に入れたことはない。市はあくまで右支払金額
に基づいて滞程する。」と一貫強弁する。

7. 附帯者は、念のため、~~翌日~~^{当日}、府中市市民税課に對し、「府中市において
訴訟事実があるとは、市民税課はどうか」と尋ねると、府中市は
「そのよう事実が存在すれば、府中市は、日本年金機構に對し、年金
振込額の変更について問い合わせる」と回答した。右回答は他の
市町村に對してと同様である。

8. 行政法の基本原則は、重大な規約がある行政行為は無効と
する。また刑法193条(公務員私刑濫用)は、懲罰又は禁錮を定むる。
訴訟の中小都市の公務員は、正義及び公正を以てし、
社会通念に反し、裁量濫用の処置を用ひたり。許すべからざる也。
中小都市の行政は一事が可事二の類なり。他の市町村行政と比較して
著しく劣っている。よって附帯者は、一罰百威本附帯に及んば堪
べからず。以上。

小倉市議会議長

令和3年5月25日

小倉市本町 [REDACTED]

大倉和彦

陳 情 文 書 表

3 陳情第 14 号

の拡充

新型コロナウイルス感染症拡大防止のためにPCR検査を[✓]求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 4 日
(西暦 2021)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市本町 [REDACTED]
	氏 名	小金井社会保障推進協議会 会長 松岡 修一 ほか 585 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	岡田 由輝
	連絡先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情	第2ガイド 陳情	保 存 年 限 5 年				
受 理 年 月 日	令 和 3 年 6 月 4 日					10:50
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

添 紙
主 任


2021年 6月 9日

小金井市議会議長 様

新型コロナウイルス感染拡大防止のためにPCR検査の拡充を求める陳情書

新型コロナウイルス第三派の対応として日本政府は2カ月半にわたり緊急事態を宣言し、私たちの行動について自粛を求めました。多くの国民の協力によって、病床のひっ迫は一定改善したものの、感染者数は下げ止まりとなり、増加に転じてしまっている地域もあります。また、変異株の感染拡大も確認されており、変異ウイルスが主流の流行が起きれば、感染拡大のスピードや感染者数などの状況は、これまでより厳しくなるおそれが指摘されています。

このような状況のなか、専門家からは、PCR検査によって陽性者を発見し適切に対応することで感染を広げないことだと指摘されています。特に陽性でありながら無症状という方を発見し対策を講じることは感染拡大抑止のうえで最も重要となります。

市民のいのちを守る最も身近な行政機関である小金井市が、積極的にPCR検査を行うことは、まさに専門家が指摘する方向と合致するものです。また、検査実施にあたっては、どのような状況にある方でも遠慮や躊躇することなく検査することができるように、公平な制度として、費用負担の無い形で行うことが重要です。

検査によって発見された陽性者の適切な療養環境整備については、どうすれば実現可能かという視点から市議会も一丸となって解決策を検討していただく必要があります。もし検査後の体制を理由に検査の拡充をおこなわないようなことがあるならば、感染拡大抑止の観点からも本末転倒と言わざるを得ません。収束はさらに遠のき、市民が安心して生活し経済活動を行うことはできません。積極的な検査を始めている複数の地方自治体や世界各国で実践されている方法からも学びながら手立てを講じることを求めます。市民の命を危険にさらすことの無いように、小金井市が以下の対策を積極的に進めるよう、市議会からも求めていただきますよう陳情いたします。

1. 感染拡大防止の観点から誰でも自由にPCR検査等を受けられるように検査規模を大幅に拡充すること。
2. 検査については費用負担の無い形でおこない、経済的理由での検査控えが起きないようにすること。
3. 陽性者が自宅待機とならないように療養体制の整備・拡充をすること。
4. 上記の施策を実現させるため、その費用について十分な手立てを国や都に求めること。

東京都小金井市本町 [redacted]
小金井社会保障推進協議会 会長 松岡 修一

氏名	住所	印
[redacted]	[redacted]	

この署名用紙は5月28日までに上記住所まで提出ください

陳 情 文 書 表

3 陳情第 19 号

小金井市都市計画の決定過程に
問題がないか調査を求める陳情(その1)

~~陳情書~~

書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦 2021)

陳情 代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川 幡 長 勝 ● ほか 8 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川 幡 長 勝
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 11:43				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
● 薄根	● 山下	● 渡辺	● 山崎	● 小林	● 北村	● 鈴木

小金井市東町 [REDACTED]
川崎長勝

小金井市議会議長 宛

2021年6月4日

小金井市都市計画の決定過程に問題がないか調査を求める陳情(その1)

書

1. 陳情事項

小金井市議会は、市の都市計画や市民の財産権や生活権に直接影響する、国の都市計画街路決定などをめぐる我々の調査で判明した異常な事象について、独自に事実関係の調査・確認を頂き、その結果を速やかに広く市民に公表されたい。

2. 陳情理由

小金井市民の貴重な「自然財産」である武蔵野公園と国分寺崖線を横断する都市計画道路 3.4.11号線の是非が、大きな争点となっております。

私たちは同路線の法的根拠を確認するために国立公文書館に保管されている街路計画原本を調べる過程で、驚愕すべき事実を知りました。

近隣市の中で小金井市だけが都市計画の根幹部分で現職の主務大臣の決定署名を欠いた状態にあるという事実です。

本来、国民の財産権に重大な影響を及ぼす都市計画道路の決定は当時の法（旧都市計画法）に基づく正式な手順で決定されるべきでした（例えば立川市の街路決定プロセスの一部^[1] 参照）。しかし、戦時下の行政手続きの簡素化を目指した「許可認可等臨時措置法」（昭和18年3月）と「都市計画法及び同法施行令戦時特例」（昭和18年12月）に基づいて戦後の都市計画関係の決定が行われた例がありました。小金井都市計画街路（昭和37年7月26日）もその対象でした。

ただ、臨時措置法と戦時特例を使った場合でも、手続きの最終段階で、告示案に現職の主務大臣の署名が行われます。これは旧都市計画法の大臣決定（第3条「主務大臣これを決定し」）に相当するものであり、告示（≡官報掲載）の絶対条件だと思われませんが、小金井の都市計画街路にはその現職の主務大臣の署名が存在しません^[8]。

同じ日に官報掲載^[4]された近隣の三鷹市、府中市の街路計画では、現職の主務大臣の署名が「適正」になされており^{[9][10]}、小金井市の場合^[8]と対照的な事象が発生しております。1年後の小平市でも現職の主務大臣による手続きが「適正」になされています^[2]。

日本国憲法に照らして、現職の主務大臣の決定（≡署名）は、「行政庁」としての意思表示（告示≡官報掲載）の大前提となる必要不可欠の要件であり、これを欠くものは意思表示として無効だと考えます。

この驚くべき事象の法的効果は

【都市計画】小金井市に関わるすべての都市計画行政が60年近く、大臣決定がない「無効」な疑いのある文書に基づいて行われ続けている（事業計画や予算執行などの根拠）

【住民の苦悩と市の関与】都市計画道路予定地内の住民は老朽化した住宅の立て直しに際しても、自由に建築の様式を選択することができない制約を受ける（都市計画法53, 54条）が、その制約は適正な手続きがあって初めて課されるべきものであります。しかるに小金井市は、法的根拠が疑わしい都市計画街路を基に建築に関わる「許可通知書」^[6]^[7]通じて住民に対しては、理不尽な我慢を強いています（3・4・11号線のみならず都市計画路線予定地内の住民は現実に建て替えの制約で無念の涙を流していることをご承知置きください）

【法の下での平等】このことは近隣の他市と比べて小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けて来たとし、今後も受け続ける恐れがあることを意味する

【公共の福祉】都市計画の法的根拠があいまいなまま、憲法29条の「公共の福祉」の美名の下に小金井市民が生活の元となる財産権を違法に奪われる恐れがある（市内の都市計画道路の予定地のすべての市民に当て掛まります）

—という問題を引き起こしております。

私たちは追跡調査で、都市計画街路だけでなく、小金井市の都市計画にとって重要な要素である①小売店舗地区の指定^[12] ②風致地区の指定^[14] —では旧主務大臣名が消されたまま、また③都市計画公園の決定^[11] ④用途地域の変更^[13] —に於いては旧主務大臣名を消すこともなく、いずれも現職の主務大臣の署名（≒決定）が無いまま官報掲載という同様の異常な事象があることも発見しました。

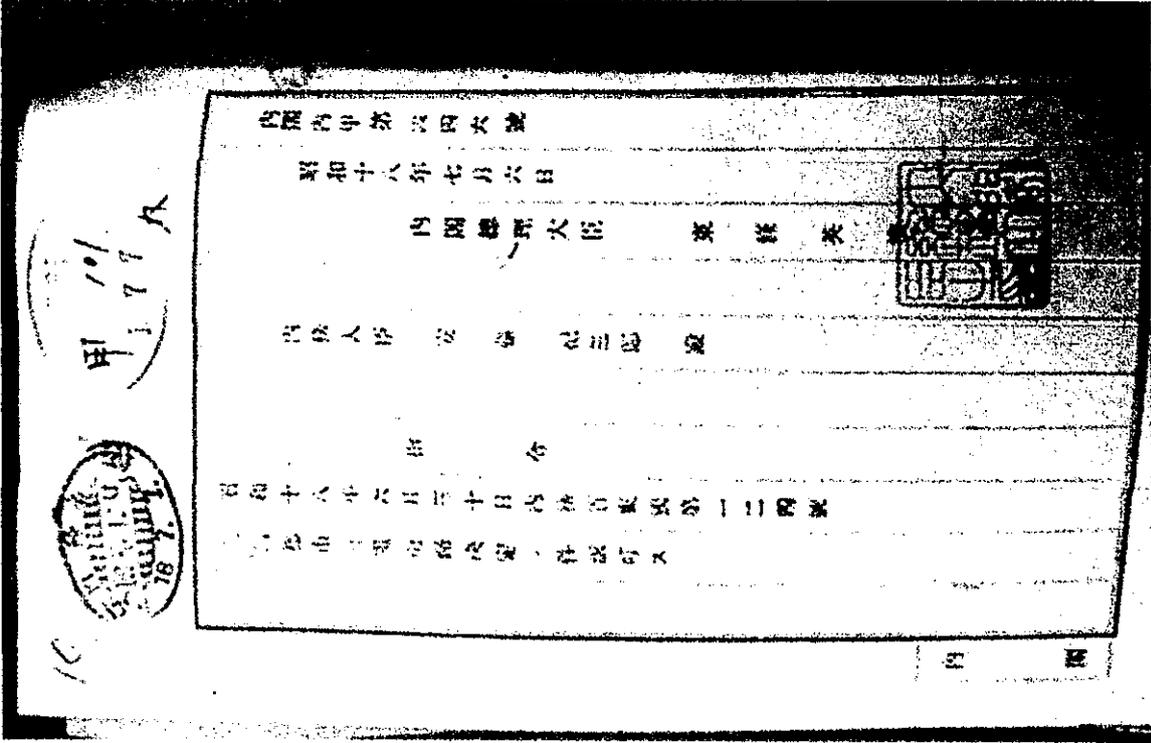
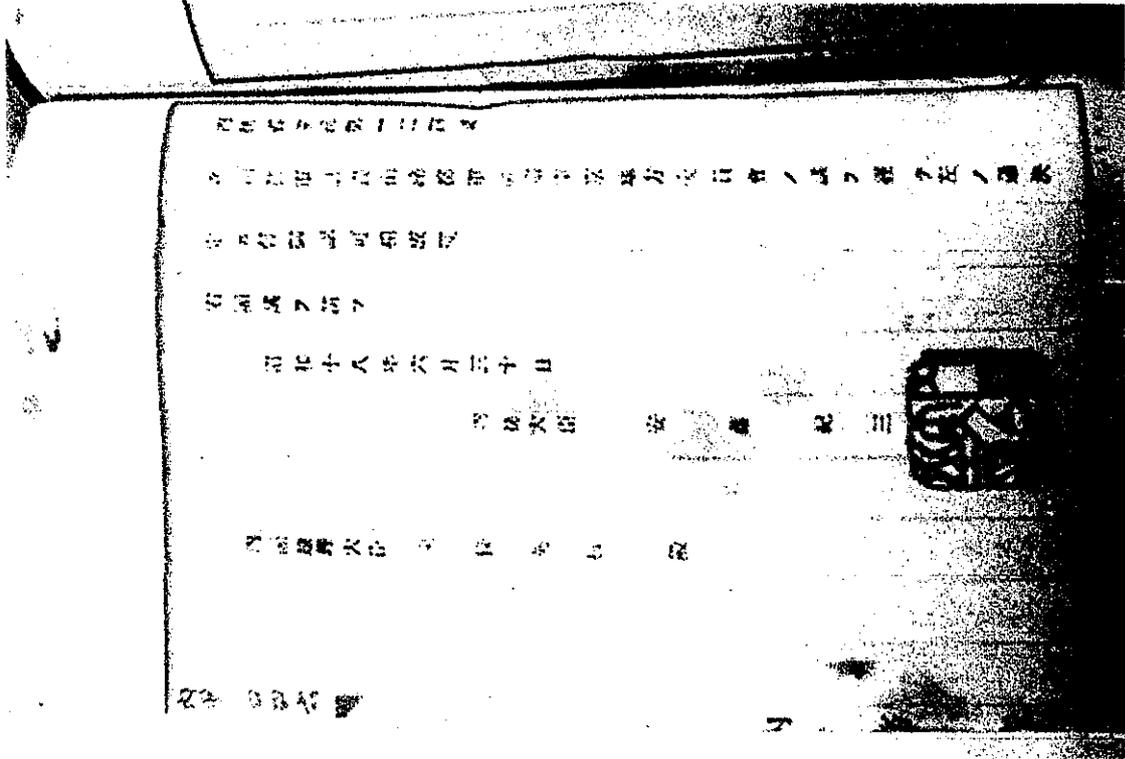
上記四つの事象は、都市計画街路と同じ日に外形的に「官報掲載」された^[3]^[4]^[5] ことになっています。決して街路だけの偶発的問題ではないと考えます。なお一カ月後の準防災地域の指定^[15]（昭和37年8月14日）にも同様の事象が見られたことも傍証です。

私たちは、これらの事実を到底見過ごすことは出来ません。市民の代表たる議会が、都市計画が法的根拠に疑義のある状態で行われ、小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けている疑いを看過して良いものでしょうか。

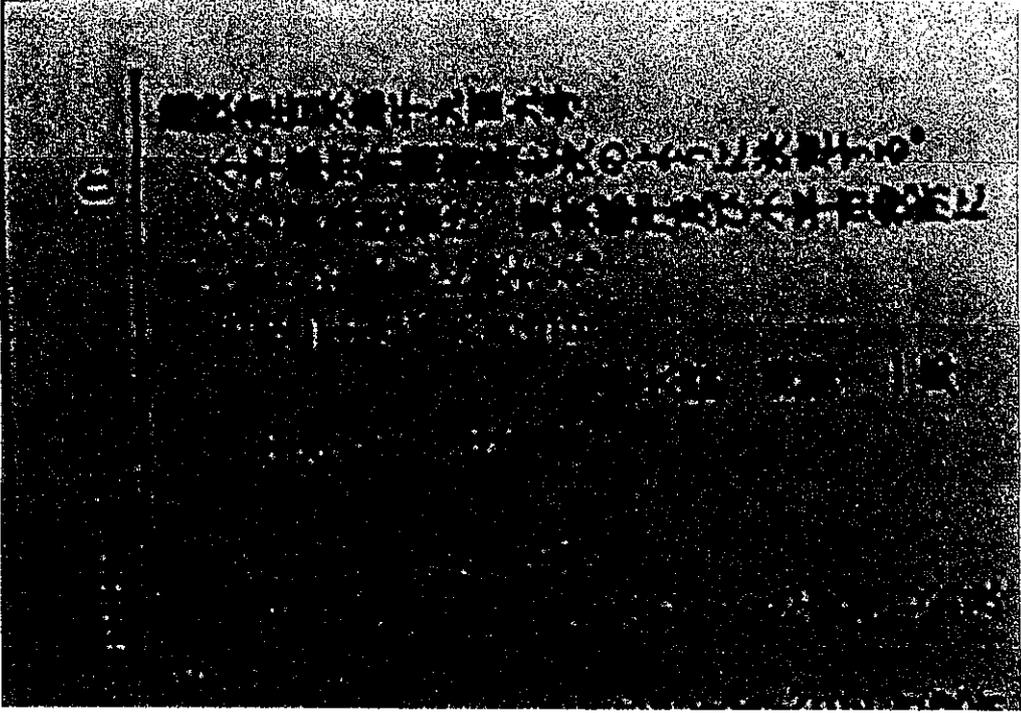
これは決して国や東京都だけの問題ではありません。具体的に、都市計画道路予定地内の建て替えにおいては、小金井市長が都市計画法上の許可事務を担っており、住民の財産権と生活に重大な制限を実際に課しているのです。つまり小金井市行政もこの問題の当事者なのです。

市議会各議員に置かれましては、法治国家としてはありえない異常な事象の下で、差別に苦しむ無辜の民の訴えにどうか耳を傾け、市政の監視役としてこの問題を公正に解明して頂きたいと存じます。

尚、私たちが調査した事実は以下の通りです（下記の番号と上記の番号は対応）



調査結果 [1] 立川市の大臣による街路計画決定と閣議承認 (旧都市計画法 昭和 18 年 6 月 1-7 月)



告 示 案 ()

建設省 関東第一建設事務所 関東第一建設事務所 関東第一建設事務所

小字村市計画街路を次のように決定
す。

その関係図等は建設省関東第一建設事務所及び小字村市役所に備え置いて
採覧に供する。

昭和 38 年 8 月 3 日

建設大臣 河野 一郎

調査結果 [2] 小平都市計画街路の決定 (昭和 38 年 8 月 3 日付 官報 建設省 1909)

許可通知書

26 第 15 号
平成 26 年 10 月 29 日

申請者 住所 東京都小金井市東町五丁目 [REDACTED]
氏名 [REDACTED]

平成26年10月23日付で申請のあった建築物の建築については、都市計画法第53条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

小金井市長 稲葉 孝彦



記

- 1 建築物の敷地の所在地及び地番 小金井市東町五丁目 [REDACTED]
- 2 建築物の構造 木造 地上 2階 地下 0階
- 3 新築、増築、改築又は移転の別 新築 増築 改築 移転
- 4 敷地面積 [REDACTED] m²
- 5 建築面積 [REDACTED] m²
- 6 延べ面積 [REDACTED] m²
- 7 条件 特になし



調査結果 [6] 小金井市長による「許可通知書」の例-1

許可通知書

24第 7 号
平成24年6月15日

申請者 住所

氏名

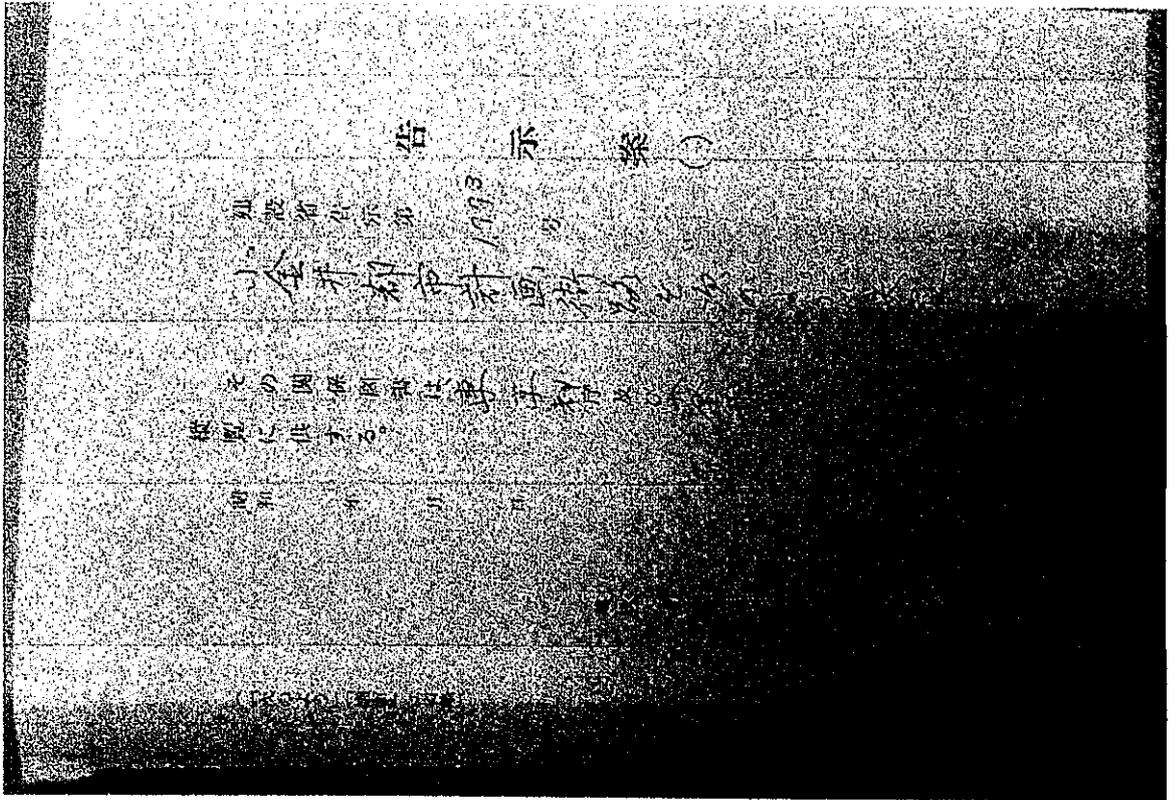
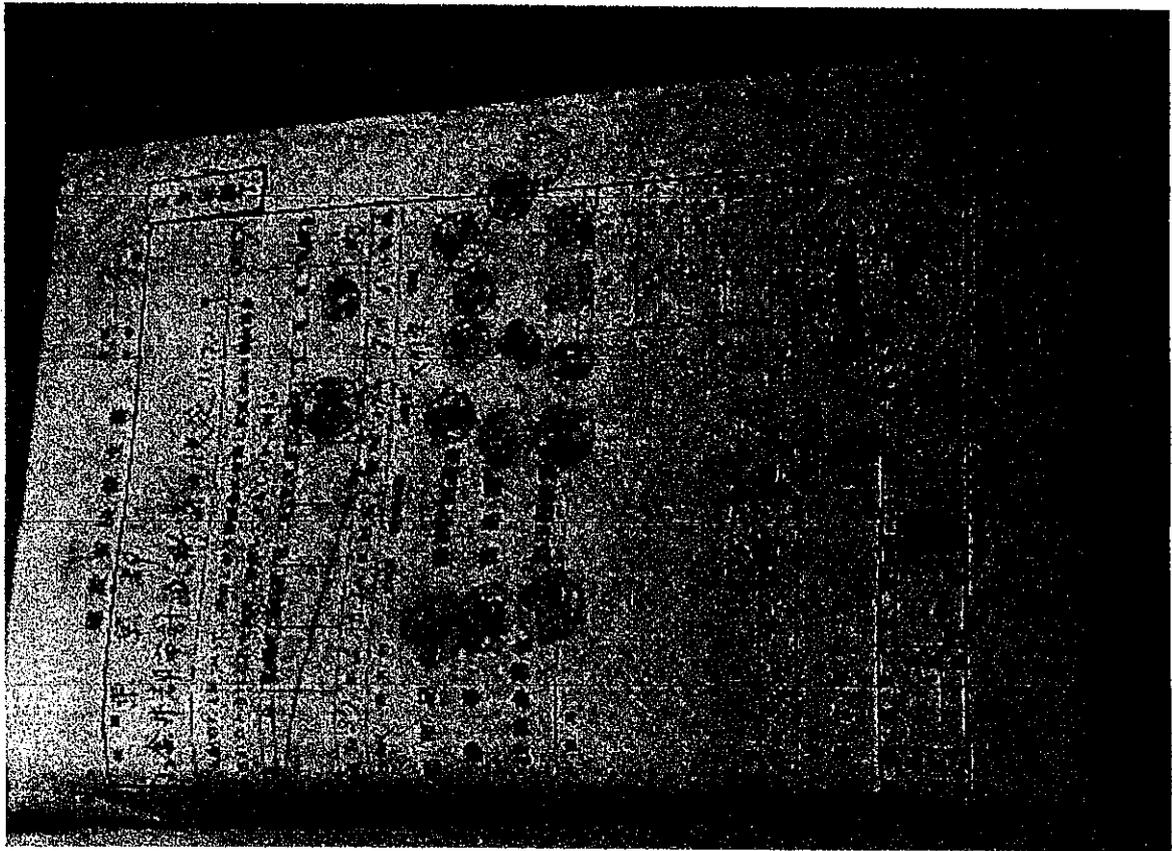
平成24年6月8日付で申請のあった建築物の建築については、都市計画法第53条第1項の規定により、下記のとおり許可する。

小金井市長 稲葉 孝彦

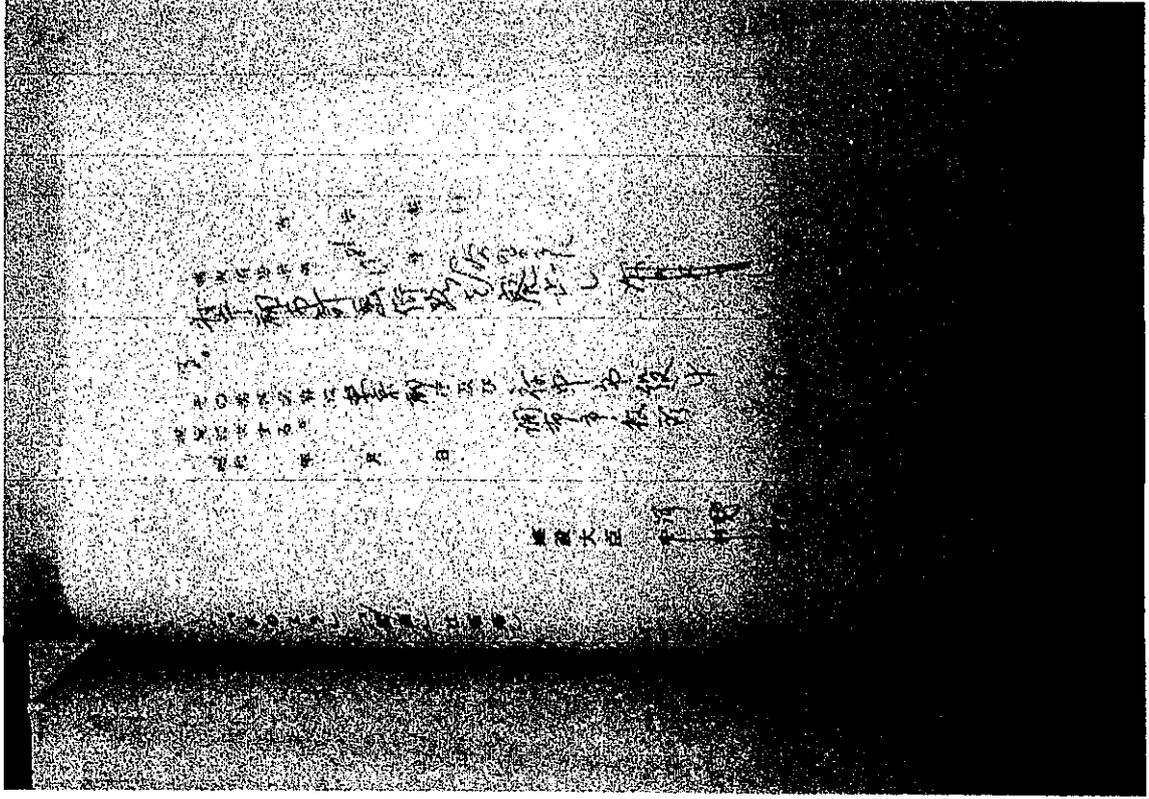
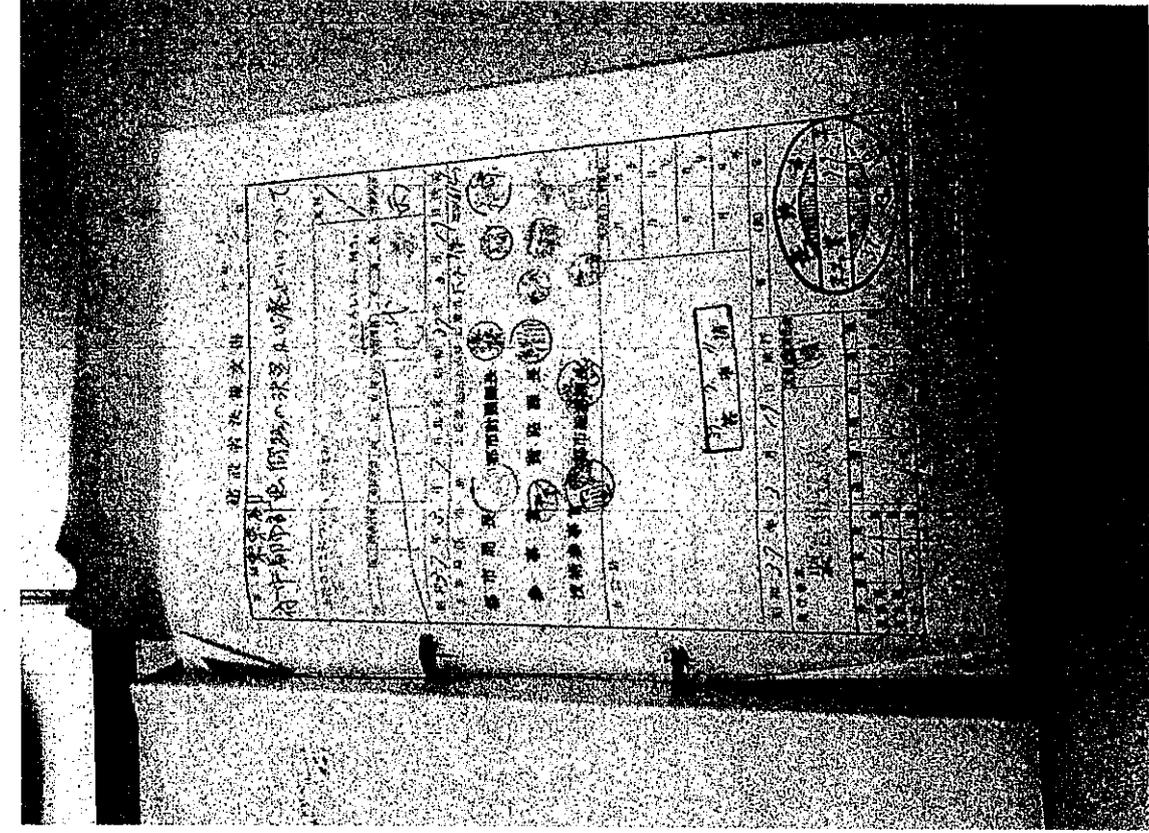


記

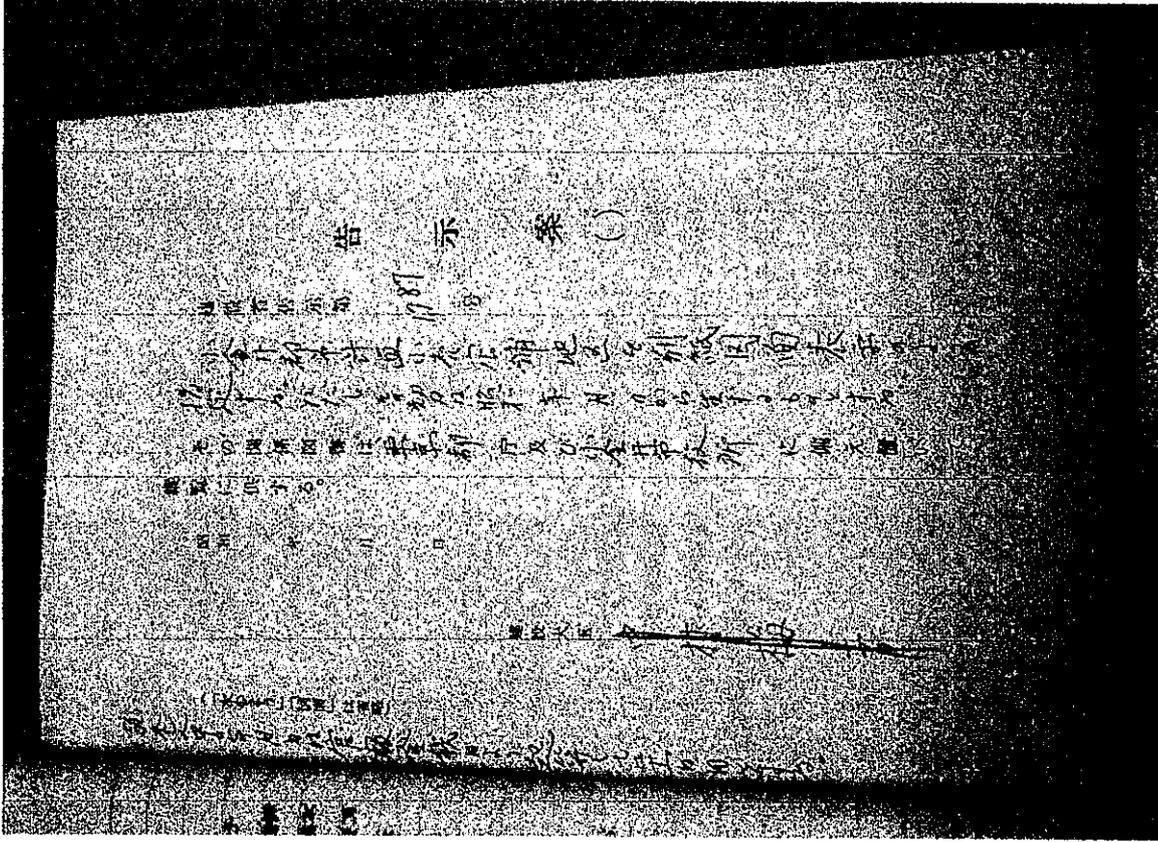
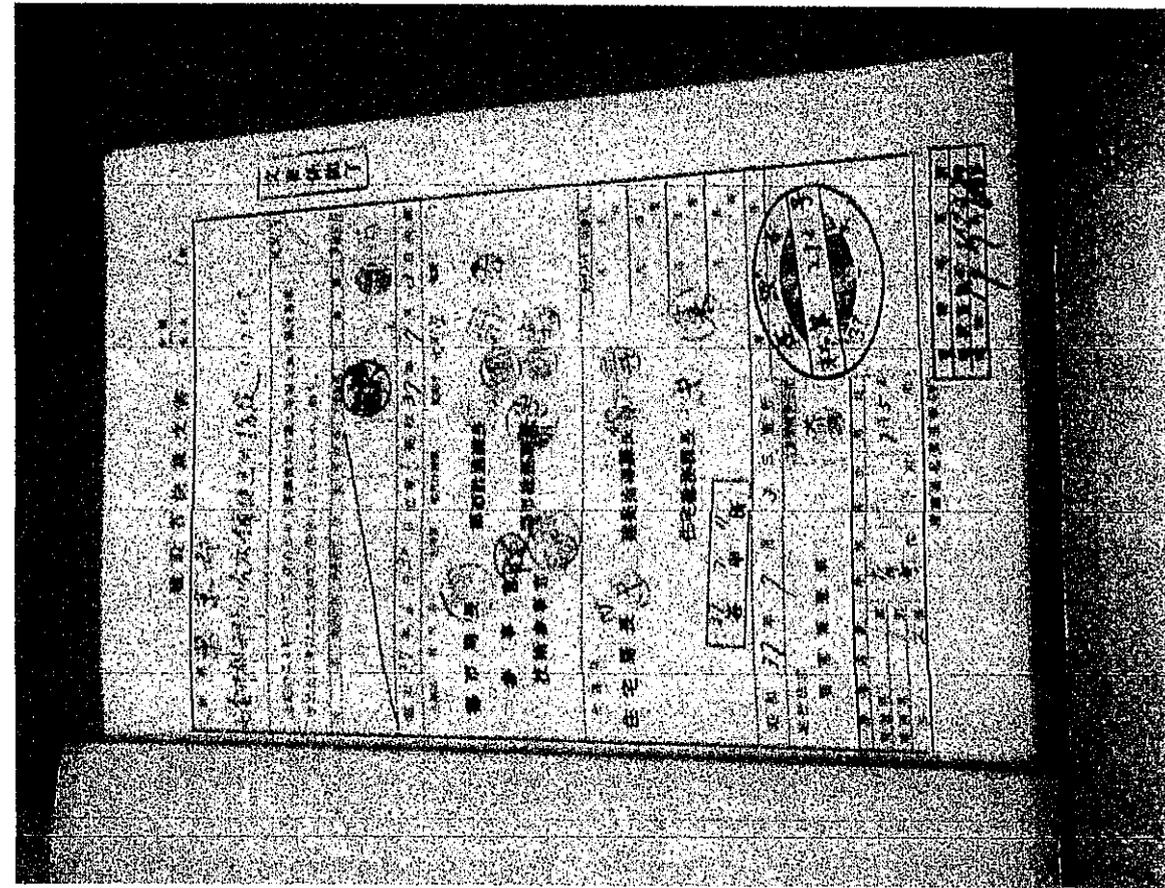
- 1 建築物の敷地の所在地及び地番 小金井市 東町 五丁目
- 2 建築物の構造 木造 地上2階 地下0階
- 3 新築、増築、改築又は移転の別 新築 増築 改築 移転
- 4 敷地面積 _____ m²
- 5 建築面積 _____ m²
- 6 延べ面積 _____ m²
- 7 条件 特になし



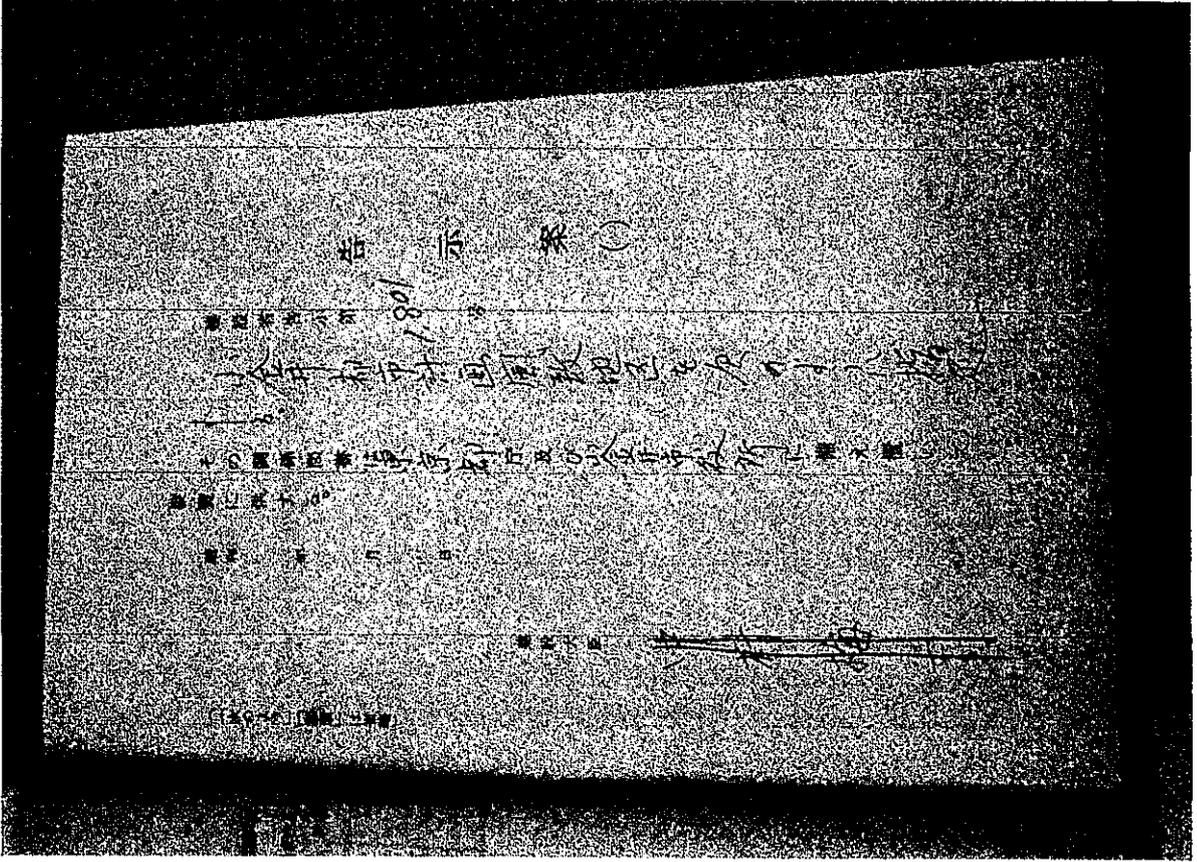
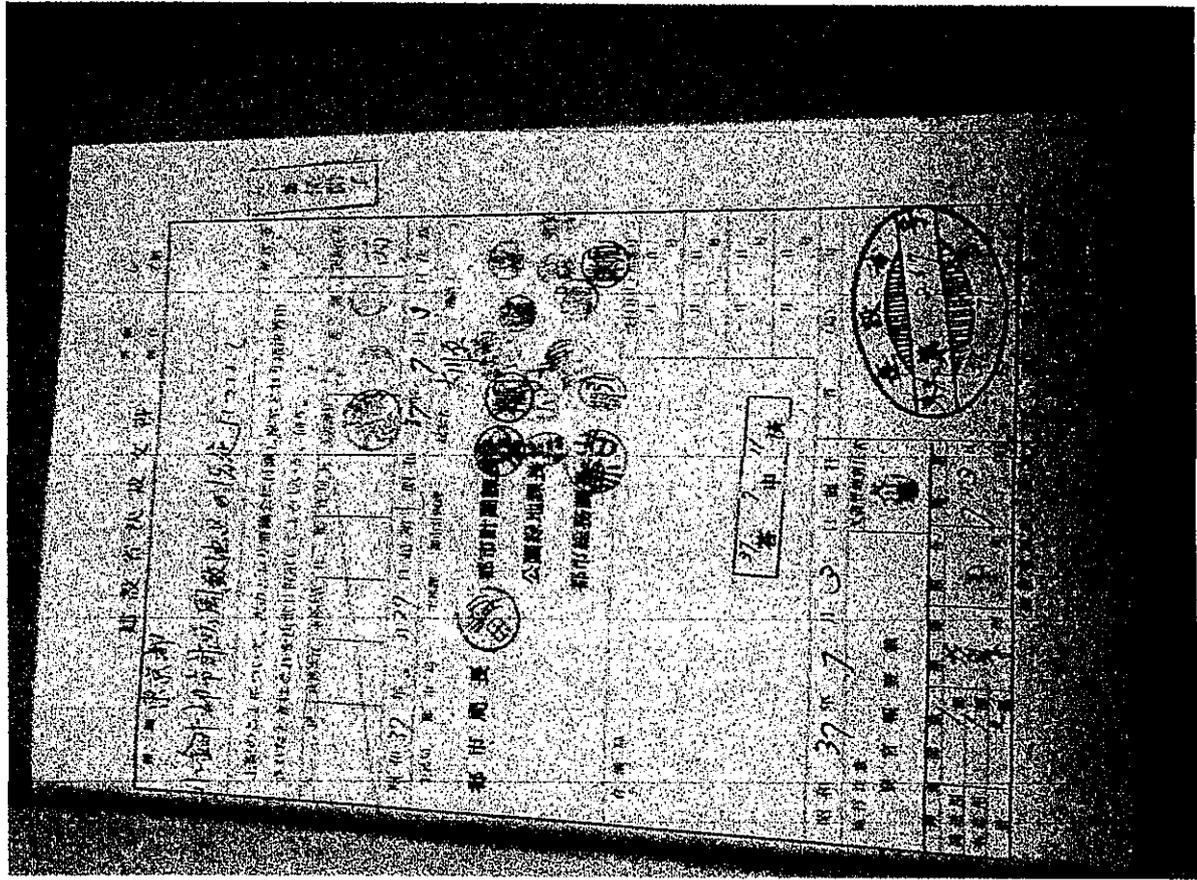
調査結果 [8] 小金井都市計画街路 決定 (昭和37年7月26日付 官報 建設省 1773号)



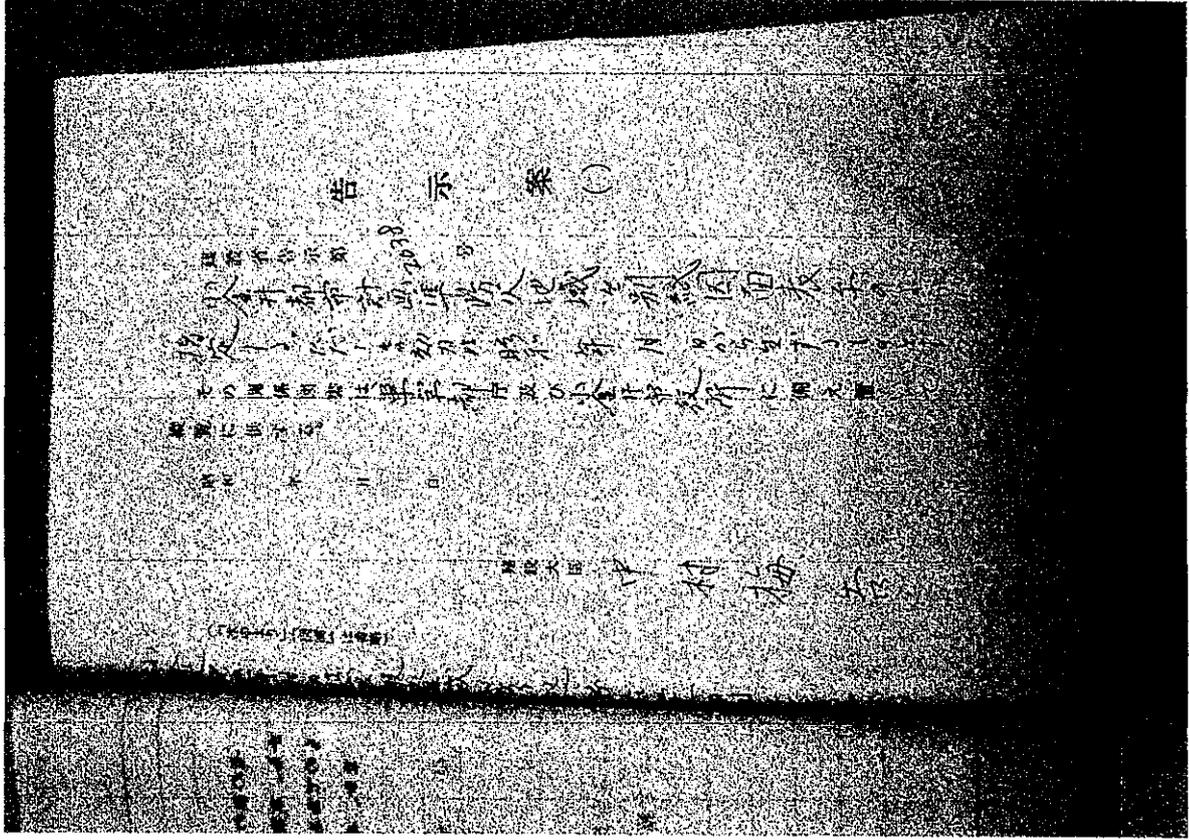
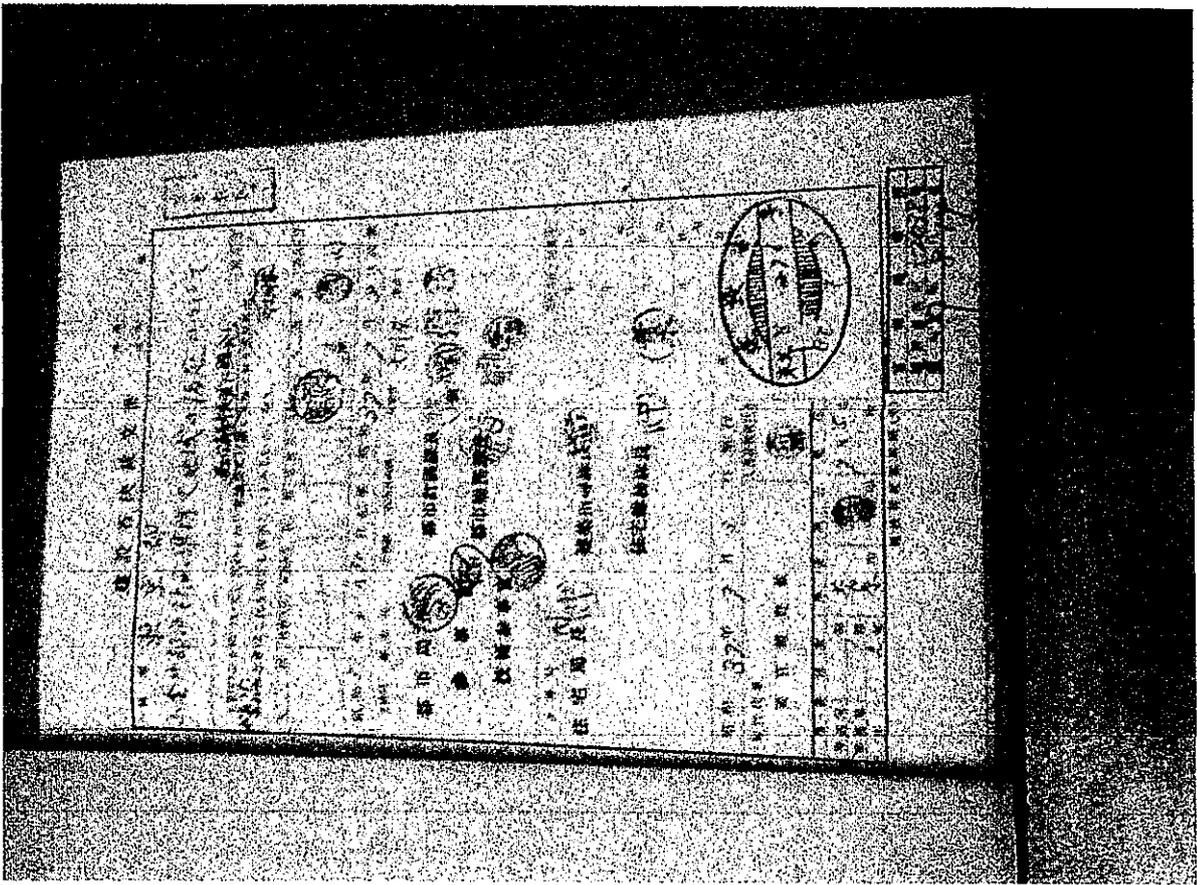
調査結果 [10] 府中市計画街路 廃止・決定 (昭和37年7月26日付 官報 建設省 1781号)



調査結果 [12] 小金井市都市計画小売店舗地区の指定 (昭和37年7月26日付 官報 建設省 1787)



調査結果 [14] 小金井市都市計画風致地区の指定 (昭和 37 年 7 月 26 日付 官報 建設省 1801)



調査結果 [15] 小金井市都市計画準防災地域の指定 (昭和37年8月14日付 官報 建設省 2038)

陳 情 文 書 表

3 陳情第 20 号

小金井市都市計画の決定過程に
 問題がないか調査を求める陳情(その2)

陳情書

書
目

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦 2021)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川 橋 長 勝 ほか 8 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	川 島 昭 彦
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 11:43				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 宛

2021年6月4日

小金井市都市計画の決定過程に問題がないか調査を求める陳情(その2)

書

1. 陳情事項

市議会は、小金井市長と行政に対し、都市計画決定をめぐる我々の調査で判明した異常な事象についての独自の調査・確認を行い、その結果手続き過程に問題があると判明すれば、市の基本計画の策定や都市計画マスタープラン改定作業をこれまで以上に慎重に進めるよう要請されたい。

2. 陳情理由

小金井市民の貴重な「自然財産」である武蔵野公園と国分寺崖線を横断する都市計画道路 3.4.11 号線の是非が、大きな争点となっております。

私たちは同路線の法的根拠を確認するために国立公文書館に保管されている街路計画原本を調べる過程で、驚愕すべき事実を知りました。

近隣市の中で小金井市だけが都市計画の根幹部分で現職の主務大臣の決定署名を欠いた状態にあるという事実です。

本来、国民の財産権に重大な影響を及ぼす都市計画道路の決定は当時の法（旧都市計画法）に基づく正式な手順で決定されるべきでした（例えば立川市の街路決定プロセスの一部^[1] 参照）。しかし、戦時下の行政手続きの簡素化を目指した「許可認可等臨時措置法」（昭和 18 年 3 月）と「都市計画法及び同法施行令戦時特例」（昭和 18 年 12 月）に基づいて戦後の都市計画関係の決定が行われた例がありました。小金井都市計画街路（昭和 37 年 7 月 26 日）もその対象でした。

ただ、臨時措置法と戦時特例を使った場合でも、手続きの最終段階で、告示案に現職の主務大臣の署名が行われます。これは旧都市計画法の大臣決定（第 3 条「主務大臣これを決定し」）に相当するものであり、告示（≒官報掲載）の絶対条件だと思われませんが、小金井の都市計画街路にはその現職の主務大臣の署名が存在しません^[8]。

同じ日に官報掲載^[4]された近隣の三鷹市、府中市の街路計画では、現職の主務大臣の署名が「適正」になされており^{[9][10]}、小金井市の場合^[8]と対照的な事象が発生しております。1年後の小平市でも現職の主務大臣による手続きが「適正」になされています^[2]。

日本国憲法に照らして、現職の主務大臣の決定（≒署名）は、「行政庁」としての意思表示（告示≒官報掲載）の大前提となる必要不可欠の要件であり、これを欠くものは意思表示として無効だと考えます。

この驚くべき事象の法的効果は

【都市計画】小金井市に関わるすべての都市計画行政が60年近く、大臣決定がない「無効」な疑いのある文書に基づいて行われ続けている（事業計画や予算執行などの根拠）

【住民の苦悩と市の関与】都市計画道路予定地内の住民は老朽化した住宅の立て直しに際しても、自由に建築の様式を選択することができない制約を受ける（都市計画法53, 54条）が、その制約は適正な手続きがあつて初めて課されるべきものであります。しかるに小金井市は、法的根拠が疑わしい都市計画街路を基に建築に関わる「許可通知書」^[6]^[7]通じて住民に対しては、理不尽な我慢を強いています（3・4・11号線のみならず都市計画路線予定地内の住民は現実に建て替えの制約で無念の涙を流していることをご承知置きください）

【法の下での平等】このことは近隣の他市と比べて小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けて来たとし、今後も受け続ける恐れがあることを意味する

【公共の福祉】都市計画の法的根拠があいまいなまま、憲法29条の「公共の福祉」の美名の下に小金井市民が生活の元となる財産権を違法に奪われる恐れがある（市内の都市計画道路の予定地のすべての市民に当て嵌まります）

一という問題を引き起こしております。

私たちは追跡調査で、都市計画街路だけでなく、小金井市の都市計画にとって重要な要素である①小売店舗地区の指定^[12] ②風致地区の指定^[14] 一では旧主務大臣名が消されたまま、また③都市計画公園の決定^[11] ④用途地域の変更^[13] 一に於いては旧主務大臣名を消すこともなく、いずれも現職の主務大臣の署名（≡決定）が無いまま官報掲載という同様の異常な事象があることも発見しました。

上記四つの事象は、都市計画街路と同じ日に外形的に「官報掲載」された^[3]^[4]^[5] ことになっています。決して街路だけの偶発的問題ではないと考えます。なお一カ月後の準防災地域の指定^[15]（昭和37年8月14日）にも同様の事象が見られたことも傍証です。

私たちは、これらの事実を到底見過ごすことは出来ません。市民の代表たる議会が、都市計画が法的根拠に疑義のある状態で行われ、小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けている疑いを看過して良いものでしょうか。

これは決して国や東京都だけの問題ではありません。具体的に、都市計画道路予定地内の建て替えにおいては、小金井市長が都市計画法上の許可事務を担っており、住民の財産権と生活に重大な制限を実際に課しているのです。つまり小金井市行政もこの問題の当事者なのです。

市議会各議員に置かれましては、法治国家としてはありえない異常な事象の下で、差別に苦しむ無辜の民の訴えにどうか耳を傾け、市政の監視役としてこの問題を公正に解明して頂きたいと存じます。

尚、私たちが調査した事実は以下の通りです（下記の番号と上記の番号は対応）

小金井市東町 [REDACTED]

川幡長勝

小金井市議会議長 宛

2021年6月4日

小金井市都市計画の決定過程に問題がないか調査を求める陳情(その3)

書

1. 陳情事項

市議会は都市計画決定をめぐる我々の調査で判明した異常な事象の独自調査・確認を行い、その結果手続き過程に問題があったと判明すれば、東京都に対し、3・4・11号線の都市計画道路事業の計画を見直すよう要請されたい。

2. 陳情理由

小金井市民の貴重な「自然財産」である武蔵野公園と国分寺崖線を横断する都市計画道路3.4.11号線の是非が、大きな争点となっております。

私たちは同路線の法的根拠を確認するために国立公文書館に保管されている街路計画原本を調べる過程で、驚愕すべき事実を知りました。

近隣市の中で小金井市だけが都市計画の根幹部分で現職の主務大臣の決定署名を欠いた状態にあるという事実です。

本来、国民の財産権に重大な影響を及ぼす都市計画道路の決定は当時の法(旧都市計画法)に基づく正式な手順で決定されるべきでした(例えば立川市の街路決定プロセスの一部^[1]参照)。しかし、戦時下の行政手続きの簡素化を目指した「許可認可等臨時措置法」(昭和18年3月)と「都市計画法及び同法施行令戦時特例」(昭和18年12月)に基づいて戦後の都市計画関係の決定が行われた例がありました。小金井都市計画街路(昭和37年7月26日)もその対象でした。

ただ、臨時措置法と戦時特例を使った場合でも、手続きの最終段階で、告示案に現職の主務大臣の署名が行われます。これは旧都市計画法の大臣決定(第3条「主務大臣これを決定し」)に相当するものであり、告示(≒官報掲載)の絶対条件だと思われませんが、小金井の都市計画街路にはその現職の主務大臣の署名が存在しません^[8]。

同じ日に官報掲載^[4]された近隣の三鷹市、府中市の街路計画では、現職の主務大臣の署名が「適正」になされており^{[9][10]}、小金井市の場合^[8]と対照的な事象が発生しております。1年後の小平市でも現職の主務大臣による手続きが「適正」になされています^[2]。

日本国憲法に照らして、現職の主務大臣の決定(≒署名)は、「行政庁」としての意思表示(告示≒官報掲載)の大前提となる必要不可欠の要件であり、これを欠くものは意思表示として無効だと考えます。

この驚くべき事象の法的効果は

【都市計画】小金井市に関わるすべての都市計画行政が60年近く、大臣決定がない「無効」な疑いのある文書に基づいて行われ続けている（事業計画や予算執行などの根拠）

【住民の苦悩と市の関与】都市計画道路予定地内の住民は老朽化した住宅の立て直しに際しても、自由に建築の様式を選択することができない制約を受ける（都市計画法53, 54条）が、その制約は適正な手続きがあつて初めて課されるべきものであります。しかるに小金井市は、法的根拠が疑わしい都市計画街路を基に建築に関わる「許可通知書」^[6]^[7]通じて住民に対しては、理不尽な我慢を強いています（3・4・11号線のみならず都市計画路線予定地内の住民は現実に建て替えの制約で無念の涙を流していることをご承知置きください）

【法の下での平等】このことは近隣の他市と比べて小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けて来たし、今後も受け続ける恐れがあることを意味する

【公共の福祉】都市計画の法的根拠があいまいなまま、憲法29条の「公共の福祉」の美名の下に小金井市民が生活の元となる財産権を違法に奪われる恐れがある（市内の都市計画道路の予定地のすべての市民に当て嵌まります）

—という問題を引き起こしております。

私たちは追跡調査で、都市計画街路だけでなく、小金井市の都市計画にとって重要な要素である①小売店舗地区の指定^[12] ②風致地区の指定^[14] —では旧主務大臣名が消されたまま、また③都市計画公園の決定^[11] ④用途地域の変更^[13] —に於いては旧主務大臣名を消すこともなく、いずれも現職の主務大臣の署名（≡決定）が無いまま官報掲載という同様の異常な事象があることも発見しました。

上記四つの事象は、都市計画街路と同じ日に外形的に「官報掲載」された^[3]^[4]^[5] ことになっています。決して街路だけの偶発的問題ではないと考えます。なお一カ月後の準防災地域の指定^[15]（昭和37年8月14日）にも同様の事象が見られたことも傍証です。

私たちは、これらの事実を到底見過ごすことは出来ません。市民の代表たる議会が、都市計画が法的根拠に疑義のある状態で行われ、小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けている疑いを看過して良いものでしょうか。

これは決して国や東京都だけの問題ではありません。具体的に、都市計画道路予定地内の建て替えにおいては、小金井市長が都市計画法上の許可事務を担っており、住民の財産権と生活に重大な制限を実際に課しているのです。つまり小金井市行政もこの問題の当事者なのです。

市議会各議員に置かれましては、法治国家としてはありえない異常な事象の下で、差別に苦しむ無辜の民の訴えにどうか耳を傾け、市政の監視役としてこの問題を公正に解明して頂きたいと存じます。

尚、私たちが調査した事実は以下の通りです（下記の番号と上記の番号は対応）

小金井市議会議長 宛

2021年6月4日

小金井市都市計画の決定過程に問題がないか調査を求める陳情(その4)

書

1. 陳情事項

市議会は、小金井市長と東京都知事に対し、都市計画決定をめぐる我々の調査で判明した異常な事象の事実関係の調査・確認を行うと同時に、その見解を表明（三鷹、府中、小平、立川市などとの違いの説明を含む）するよう要請されたい。

2. 陳情理由

小金井市民の貴重な「自然財産」である武蔵野公園と国分寺崖線を横断する都市計画道路 3.4.11 号線の是非が、大きな争点となっております。

私たちは同路線の法的根拠を確認するために国立公文書館に保管されている街路計画原本を調べる過程で、驚愕すべき事実を知りました。

近隣市の中で小金井市だけが都市計画の根幹部分で現職の主務大臣の決定署名を欠いた状態にあるという事実です。

本来、国民の財産権に重大な影響を及ぼす都市計画道路の決定は当時の法（旧都市計画法）に基づく正式な手順で決定されるべきでした（例えば立川市の街路決定プロセスの一部^[1] 参照）。しかし、戦時下の行政手続きの簡素化を目指した「許可認可等臨時措置法」（昭和 18 年 3 月）と「都市計画法及び同法施行令戦時特例」（昭和 18 年 12 月）に基づいて戦後の都市計画関係の決定が行われた例がありました。小金井都市計画街路（昭和 37 年 7 月 26 日）もその対象でした。

ただ、臨時措置法と戦時特例を使った場合でも、手続きの最終段階で、告示案に現職の主務大臣の署名が行われます。これは旧都市計画法の大臣決定（第 3 条「主務大臣これを決定し」）に相当するものであり、告示（≡官報掲載）の絶対条件だと思われませんが、小金井の都市計画街路にはその現職の主務大臣の署名が存在しません^[8]。

同じ日に官報掲載^[4]された近隣の三鷹市、府中市の街路計画では、現職の主務大臣の署名が「適正」になされており^{[9][10]}、小金井市の場合^[8]と対照的な事象が発生しております。1年後の小平市でも現職の主務大臣による手続きが「適正」になされています^[2]。

日本国憲法に照らして、現職の主務大臣の決定（≡署名）は、「行政庁」としての意思表示（告示≡官報掲載）の大前提となる必要不可欠の要件であり、これを欠くものは意思表示として無効だと考えます。

この驚くべき事象の法的効果は

【都市計画】小金井市に関わるすべての都市計画行政が60年近く、大臣決定がない「無効」な疑いのある文書に基づいて行われ続けている（事業計画や予算執行などの根拠）

【住民の苦悩と市の関与】都市計画道路予定地内の住民は老朽化した住宅の立て直しに際しても、自由に建築の様式を選択することができない制約を受ける（都市計画法53, 54条）が、その制約は適正な手続きがあつて初めて課されるべきものであります。しかるに小金井市は、法的根拠が疑わしい都市計画街路を基に建築に関わる「許可通知書」^[6]^[7]通じて住民に対しては、理不尽な我慢を強いています（3・4・11号線のみならず都市計画路線予定地内の住民は現実に建て替えの制約で無念の涙を流していることをご承知置きください）

【法の下での平等】このことは近隣の他市と比べて小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けて来たとし、今後も受け続ける恐れがあることを意味する

【公共の福祉】都市計画の法的根拠があいまいなまま、憲法29条の「公共の福祉」の美名の下に小金井市民が生活の元となる財産権を違法に奪われる恐れがある（市内の都市計画道路の予定地のすべての市民に当て嵌まります）

—という問題を引き起こしております。

私たちは追跡調査で、都市計画街路だけでなく、小金井市の都市計画にとって重要な要素である①小売店舗地区の指定^[12] ②風致地区の指定^[14] —では旧主務大臣名が消されたまま、また③都市計画公園の決定^[11] ④用途地域の変更^[13] —に於いては旧主務大臣名を消すこともなく、いずれも現職の主務大臣の署名（≒決定）が無いまま官報掲載という同様の異常な事象があることも発見しました。

上記四つの事象は、都市計画街路と同じ日に外形的に「官報掲載」された^[3]^[4]^[5] ことになっています。決して街路だけの偶発的問題ではないと考えます。なお一カ月後の準防災地域の指定^[15]（昭和37年8月14日）にも同様の事象が見られたことも傍証です。

私たちは、これらの事実を到底見過ごすことは出来ません。市民の代表たる議会が、都市計画が法的根拠に疑義のある状態で行われ、小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けている疑いを看過して良いものでしょうか。

これは決して国や東京都だけの問題ではありません。具体的に、都市計画道路予定地内の建て替えにおいては、小金井市長が都市計画法上の許可事務を担っており、住民の財産権と生活に重大な制限を実際に課しているのです。つまり小金井市行政もこの問題の当事者なのです。

市議会各議員に置かれましては、法治国家としてはありえない異常な事象の下で、差別に苦しむ無辜の民の訴えにどうか耳を傾け、市政の監視役としてこの問題を公正に解明して頂きたいと存じます。

尚、私たちが調査した事実は以下の通りです（下記の番号と上記の番号は対応）

陳 情 文 書 表

3 陳情第 23 号

小金井市都市計画の決定過程に
 問題がないか調査を求める陳情(その5) 陳情書
書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦 2021)

陳情代表者	住 所	小金井市東町 [REDACTED]				
	氏 名	川 幡 長 勝 ●				ほか 8 人
	<small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>					
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]				

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所					
	氏 名					
	連 絡 先	() -				

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 11:43				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
● 薄根	● 山本	● 渡辺	● 山浦	● 小林	● 北村	● 鈴木

小金井市東町 [REDACTED]
川橋長勝

小金井市議会議長 宛

2021年6月4日

小金井市都市計画の決定過程に問題がないか調査を求める陳情(その5)

書

1. 陳情事項

(1) 市議会は都市計画決定をめぐる我々の調査で判明した異常事象の独自調査・確認を行い、その結果、手続き過程に問題があると判明すれば、国土交通大臣に対し、(a)事実関係の調査(b)手続き上の異常さに対する見解を表明すること(三鷹、府中、小平、立川市などとの違いの説明を含む)一を求める意見書を提出されたい。

(2) 市議会は都市計画決定をめぐる我々の調査で判明した異常事象の独自調査・確認を行い、その結果、手続き過程に問題があると判明すれば、衆議院および参議院に対し、これら事象について調査するとともに見解を表明するよう、意見書を提出されたい。

2. 陳情理由

小金井市民の貴重な「自然財産」である武蔵野公園と国分寺崖線を横断する都市計画道路3.4.11号線の是非が、大きな争点となっております。

私たちは同路線の法的根拠を確認するために国立公文書館に保管されている街路計画原本を調べる過程で、驚愕すべき事実を知りました。

近隣市の中で小金井市だけが都市計画の根幹部分で現職の主務大臣の決定署名を欠いた状態にあるという事実です。

本来、国民の財産権に重大な影響を及ぼす都市計画道路の決定は当時の法(旧都市計画法)に基づく正式な手順で決定されるべきでした(例えば立川市の街路決定プロセスの一部^[1]参照)。しかし、戦時下の行政手続きの簡素化を目指した「許可認可等臨時措置法」(昭和18年3月)と「都市計画法及び同法施行令戦時特例」(昭和18年12月)に基づいて戦後の都市計画関係の決定が行われた例がありました。小金井都市計画街路(昭和37年7月26日)もその対象でした。

ただ、臨時措置法と戦時特例を使った場合でも、手続きの最終段階で、告示案に現職の主務大臣の署名が行われます。これは旧都市計画法の大臣決定(第3条「主務大臣これを決定し」)に相当するものであり、告示(≒官報掲載)の絶対条件だと思われそうですが、小金井の都市計画街路にはその現職の主務大臣の署名が存在しません^[8]。

同じ日に官報掲載^[4]された近隣の三鷹市、府中市の街路計画では、現職の主務大臣の署名が「適正」になされており^{[9][10]}、小金井市の場合^[8]と対照的な事象が発生しております。1年後

の小平市でも現職の主務大臣による手続きが「適正」になされています^[2]。

日本国憲法に照らして、現職の主務大臣の決定（≒署名）は、「行政庁」としての意思表示（告示≒官報掲載）の大前提となる必要不可欠の要件であり、これを欠くものは意思表示として無効だと考えます。

この驚くべき事象の法的効果は

【都市計画】小金井市に関わるすべての都市計画行政が60年近く、大臣決定がない「無効」な疑いのある文書に基づいて行われ続けている（事業計画や予算執行などの根拠）

【住民の苦悩と市の関与】都市計画道路予定地内の住民は老朽化した住宅の立て直しに際しても、自由に建築の様式を選択することができない制約を受ける（都市計画法53, 54条）が、その制約は適正な手続きがあって初めて課されるべきものであります。しかるに小金井市は、法的根拠が疑わしい都市計画街路を基に建築に関わる「許可通知書」^[6]^[7]通じて住民に対しては、理不尽な我慢を強いています（3・4・11号線のみならず都市計画路線予定地内の住民は現実に建て替えの制約で無念の涙を流していることをご承知置きください）

【法の下での平等】このことは近隣の他市と比べて小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けて来たとし、今後も受け続ける恐れがあることを意味する

【公共の福祉】都市計画の法的根拠があいまいなまま、憲法29条の「公共の福祉」の美名の下に小金井市民が生活の元となる財産権を違法に奪われる恐れがある（市内の都市計画道路の予定地のすべての市民に当て嵌まります）

—という問題を引き起こしております。

私たちは追跡調査で、都市計画街路だけでなく、小金井市の都市計画にとって重要な要素である①小売店舗地区の指定^[12] ②風致地区の指定^[14] —では旧主務大臣名が消されたまま、また③都市計画公園の決定^[11] ④用途地域の変更^[13] —に於いては旧主務大臣名を消すこともなく、いずれも現職の主務大臣の署名（≒決定）が無いまま官報掲載という同様の異常な事象があることも発見しました。

上記四つの事象は、都市計画街路と同じ日に外形的に「官報掲載」された^[3]^[4]^[5] ことになっています。決して街路だけの偶発的問題ではないと考えます。なお一カ月後の準防災地域の指定^[15]（昭和37年8月14日）にも同様の事象が見られたことも傍証です。

私たちは、これらの事実を到底見過ごすことは出来ません。市民の代表たる議会が、都市計画が法的根拠に疑義のある状態で行われ、小金井市民全体が「法の下での平等」原則に反する著しく差別的な扱いを受けている疑いを看過して良いものでしょうか。

これは決して国や東京都だけの問題ではありません。具体的に、都市計画道路予定地内の建て替えにおいては、小金井市長が都市計画法上の許可事務を担っており、住民の財産権と生活に重大な制限を実際に課しているのです。つまり小金井市行政もこの問題の当事者なのです。

市議会各議員に置かれましては、法治国家としてはありえない異常な事象の下で、差別に苦しむ無辜の民の訴えにどうか耳を傾け、市政の監視役としてこの問題を公正に解明して頂きたいと存じます。

尚、私たちが調査した事実は以下の通りです（下記の番号と上記の番号は対応）

陳 情 文 書 表

3 陳情第 24 号

耐震強度が不足している本庁舎建物に関し、即時使用を停止
 に適正な措置を施すことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
 (西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	日本非正規勤労者ユニオン自由と平等 幹事長 吉池義雄 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

渡根
 主任


第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 12:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 耐震強度が不足している本庁舎建物に関し、即時、使用を停止して
適正な措置を施すことを求める陳情書

階	X方向 (梁間方向)			Y方向 (桁行方向)		
	Is	Cru・Sd	判定	Is	Cru・Sd	判定
PH2F	2.67	5.41	OK	3.03	6.13	OK
PH1F	1.29	2.61	OK	1.22	2.47	OK
4F	1.39	1.11	OK	1.08	0.86	OK
3F	0.90	0.69	OK	0.81	0.64	NG
2F	0.99	0.79	OK	0.75	0.60	NG
1F	0.97	0.77	OK	0.68	0.54	NG

※X方向は判定値を上回っていることからOKと判定。Y方向は判定値を下回っていることからNGと判定。

「小金井市役所本庁舎耐震診断結果について」

平成28年第3回定例会（決算特別委員会）認第1号資料から

表は本庁舎の耐震診断結果です。

NGの値があります。

つきまして、即時、使用を停止して、安全対策を施してください。

令和3年6月4日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

幹事長 吉池 義雄

小金井市前原町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 25 号

第二庁舎の耐震診断を即刻行うことを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	日本正規勤労者ユニオン 自由と平等 幹事長 吉地 義雄 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 12:00			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

薄根
主任


小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 第二庁舎の耐震診断を即刻行うことを求める陳情書

現在、小金井市は地震に対して安全かどうか不明な建物を使用しています。
このような場合、行政は安全を担保するため、早急にその情報を取得すべきです。
ついては、第二庁舎の耐震診断を即刻行うことを求めます。

令和3年6月~~4~~日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

幹事長 吉池 義雄

小金井市前原町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 26 号

リース庁舎買取りにより庁舎問題の
終結を求める陳情書

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西曆)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	日本非正規労働者ユニオン 自由と平等 印 ほか 人 藤 佐久間 昌己 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	日本非正規労働者ユニオン 自由と平等 藤 佐久間 昌己
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 12:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

藤根
主 任


小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 リース庁舎買取りにより庁舎問題の終結を求める陳情書

表は2014年の議会に出されたリース庁舎買取り案についての試算表です。

リース庁舎取得と本庁舎の各種工事等のトータル経費の試算

	耐震補強工事のみの場合	大規模改修の場合	耐震補強工事・大規模改修の場合	仮設庁舎の場合
第2庁舎関連	第2庁舎の取得費	1,800,000,000	1,800,000,000	1,800,000,000
	第2庁舎取得のための起債利息	187,480,000	187,480,000	187,480,000
	第2庁舎の長期修繕経費	258,300,000	258,300,000	258,300,000
	第2庁舎の買取りに伴う税の影響	300,000,000	300,000,000	300,000,000
本庁舎関連	第2庁舎の解体工事	102,000,000	102,000,000	102,000,000
	本庁舎耐震工事	268,245,432	751,140,000	1,019,385,000
	本庁舎耐震診断	3,200,000	3,200,000	3,200,000
合計	2,920,235,432	3,403,130,000	3,871,375,000	

2014年9月26日 全員協議会資料

これによれば最大40億円の支出で、現状のままの市役所を継続できることがわかります。家賃がなくなれば永きにわたった問題は雲散霧消します。

したがって、庁舎買取りは、誰が考えても当たり前の選択であり、新しい庁舎に120億円も必要だとする市長を始めとした部局、議員の方たちの発言は、庁舎によって最も利益を得る最大受益者が自らに利益誘導している図にしか見えません。

コロナにより状況は一変しました。

財政は不透明になるでしょうし、公共建物のあり方も変わるでしょう。

つきましては、時代は変わったのだという認識を強くもっていただき、莫大な借金を前提とした現庁舎建設計画はぜひとも止めて頂き、SDGsが標榜する、ものは大事に使うべきという理念に基づき、環境負荷の増大を招かず、経済的にも最小負担ですむリース庁舎買取りによる庁舎問題の終結を求めます。

令和3年6月4日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等
参事 佐久間 昌己
小金井市緑町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 27 号

環境部所管研修室の目的外貸し出しについて

聞く

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]
	氏 名	日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等 参事 松井豊 [REDACTED] 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED])

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 12:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

薄根
主 任


小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 **環境部所管研修室の目的外貸し出しについて聞く陳情書**

貫井北町の間処理場にある研修室は市民による利用が可能です。

しかしながら、本研修室はその利用に際し、ゴミ減量に関することというような、利用目的に制限があります。

つきましては、当該研修室の貸し出し基準の詳細について、ご説明下さるようお願い申し上げます。

また、当該施設において、某財政援助団体の理事会が催されたとの情報がありますが、これの認否ならびに、貸し出しがあった場合、どのような基準準拠により、それがなされたのか、ならびに、当該施設の利用履歴に当該財政援助団体名の記述がないことについて、説明を求めます。

令和3年6月〆日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

参事 松井 豊

小金井市貫井南町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 28 号

シルバー人材センターの赤字に対し、
市の補償を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	公益社団法人小金井市シルバー人材センター 会長 佐々木 昌己 印 ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	小金井市緑町 [REDACTED]
	氏 名	公益社団法人小金井市シルバー人材センター 会長 佐々木 昌己
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 12:00			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

議 長
主 任


小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 シルバー人材センターの赤字に対し、市の補償を求める陳情書

今期の決算においてシルバー人材センターは1000万円程度の赤字になる予定です。原因については、引っ越しにかかる費用負担がその主因とのことであり、その細目を列挙すると以下の4点になるようです。

- ① リサイクル事業所残置物処理にかかる支出
- ② 事務局・パソコン教室・市報配布セクション移転時事務所賃貸料にかかる支出
- ③ リビングサポート班・ふすま班・植木班移転時作業所造作工事費にかかる支出
- ④ 貫井北町からの事務所・作業所移転に伴う廃棄物処理にかかる支出

これらはリサイクル事業所の撤退ならびに貫井北町本部の移転に伴うものであり、すべて市の要請に応えたものです。

通常、移転、立ち退きを求められたら、その費用は全額、補償されます。

つきましては、今次シルバー人材センターの引っ越し・移転に伴う費用に関して、市は不足分の補償を行うことを求めます。

なお、もし市がこれは「同団体の運営に問題がある」との主張をするようであれば、シルバー側の経営責任者らは、なぜ引っ越しにかかる全費用を求めなかったのか、同団体幹部らの背任を疑う必要が生じます。

ちなみに同団体には名誉会長（市長）顧問（市退職者）常務理事（市退職者）事務局長（市退職者）特別会員理事（現役市職員）らが重職として名前を連ねています。

したがって、補償がなされない場合、当該市関係役職者らの責任の所在を明らかにすることを求めます。

また、市関係者をして、独立団体の資産を費消せしめたとの疑義を今後生じさせないため、同団体への市職員、市退職者推薦人事は控えることを併せて求めます。

令和3年6月4日

公益社団法人小金井市シルバー人材センター
会員 佐久間 昌己
小金井市緑町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 29 号

シルバー人材センターへの委託事業において
 会員配分金の最低貸金保証を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
 (西曆)

陳情代表者	住 所	小金井市科所 [REDACTED]
	氏 名	公益社団法人小金井市シルバー人材センター 会 員 佐久間 昌己 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主任

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 12=60				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						

小金井市議会議員 鈴木成夫様

件名 シルバー人材センターへの委託事業において会員配分金の
最低賃金保証を求める陳情書

シルバー会員への配分金支給単価には東京都の最低賃金を下回るものがあります。
これはシルバー会員が請負だからです。

ところで、請負を前提にすると、市が同団体に委託している事業の中にはシルバー会員が就業するにあたり不適切なものがあります。

それは、会館・施設・駐輪場管理です。

これらには時間拘束やマニュアルがあり、そこに自由裁量があるとは認めがたく、したがってシルバー人材センターは労働者がすべき仕事を請負にさせていることとなります。

この問題に対する事務局の説明は、就業内容に不満があるなら、断ることができる。
それが自由裁量であると回答します。

しかしながら、現場に行けば時間拘束され、マニュアル遵守を求められるわけですから、結果的に裁量権なしでの労働者的な働き方をしなければなりません。

それでいながら最低賃金は保証しない。つまり、ここには弱者の弱みにつけこんだ最低賃金逃れ（＝偽装請負）が野放しになっています。

これの一方の当事者は末端従事者に対して無配慮な委託発注している市です。

そして、もう一方の当事者は受託側シルバーの運営責任者らということになりますが、同団体の重職は名誉会長の市長をはじめ市からの推薦者・退職者らによって占められています。（名誉会長＝市長 顧問・常務理事・事務局長＝市退職者 特別会員理事＝市職員）

したがって、これらを考えあわせると、この搾取にも似た構図は市が作っていると言ってよいでしょう。

つきましては、シルバー人材センターへの委託事業において、フェアトレードの理念に基づき、会員配分金が最低賃金を保証するよう是正を求めます。

令和3年6月4日

公益社団法人小金井市シルバー人材センター

会員 佐久間 昌己

小金井市緑町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 30 号

福
●
 小金井市シルバー人材センター特別会員理事辞任による高齢者
 福祉政策変更内容の説明を求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市留母南町 XXXXXXXXXX
	氏 名	日本非正規勤労者ユニオン自由と平等 参事 松井 豊 ● ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	(XXXXXXXXXX)

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	()

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 12:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
●						

篠根
 主 任
●

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 小金井市シルバー人材センター特別会員理事辞任による
市高齢者福祉政策変更内容の説明を求める陳情書

市は小金井市シルバー人材センターに対し、理事職として現役職員を派遣しています。これは公益社団法人が機関決定した依頼に対して、市が政策的に必要だとして受諾し、これもまた機関決定したものであります。

したがって、万が一派遣されている理事において辞職があった場合、後任人事が求められます。

つきましては、今次、小金井市シルバー人材センター特別会員理事兼現職市職員の任期途中における辞任申し出に対して、以下についてご説明くださるようお願い申し上げます。

- ① 特別会員理事兼現職市職員辞任による後任人事についてシルバーとの協議内容ならびに進捗状況についてお知らせください。
- ② もし①がなされない場合、現役職員の特別会員理事職の消滅ということなり、これは、市における高齢者福祉政策への変更があったことを意味します。
ついては、その変更内容について政策的見地からの適切な説明を求めます。

令和3年6月4日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

参事 松井 豊

小金井市貫井南町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 31 号

理事候補選任において定数変更を行なうことについて
 特別会員理事兼現市職員は関与したかと聞く

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
 (西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市南町 [REDACTED]
	氏 名	日本根正規勤労者ユニオン 自由と平等 参事 松井豊 [REDACTED] 印 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

薄根
主任


第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 (2=00)			
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	
						

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 理事候補選任において定数変更を行ったことに対して
特別会員理事兼現市職員は関与したかを聞く陳情書

先般、令和3年6月23日に予定される小金井市シルバー人材センター総会に向けて理事会による理事候補者の選任が行われました。

その際、会員が推薦した候補者すべてが落選するような定数変更が当日行われました。

つきましては、現市職員兼特別会員理事は、この件に加担しているのかどうかについてご回答ください。

令和3年6月~~4~~日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

参事 松井 豊

小金井市貫井南町

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 交通対策課所管施設管理業務委託発注が
フェアトレードの理念に則して行われているかの確認を求める陳情書

交通対策課所管施設管理業務委託において、現場で実際に作業されておられる方々の最低賃金が保証されているか、また、最低賃金逃れ、偽装請負等の仕組みに縛られていないかの調査を行い、もし、あったらその是正を求めます。

フェアトレード

- ・ 働き手の持続可能性に配慮する概念
- ・ 適切に待遇されていない働き手の手による成果物は排除の対象であるという考え方

令和3年6月4日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

参事 松井 豊

小金井市貫井南町

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 コミュニティ文化課所管施設管理業務委託発注が
フェアトレードの理念に則して行われているかの確認を求める陳情書

コミュニティ文化課所管施設管理業務委託において、現場で実際に作業されておられる方々の最低賃金が保証されているか、また、最低賃金逃れ、偽装請負等の仕組みに縛られていないかの調査を行い、もし、あったらその是正を求めます。

フェアトレード

- ・働き手の持続可能性に配慮する概念
- ・適切に待遇されていない働き手の手による成果物は排除の対象であるという考え方

令和3年6月4日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

参事 松井 豊

小金井市貫井南町

陳 情 文 書 表

3 陳情第 35 号

玉川上水の名勝、小金井(サクラ)復活プロジェクトの検証及び
 今後の整備は、市民の理解と合意を得て進めることを求める 陳情書
 備

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 4 日
 (西暦2021)

陳情代表者	住 所	小金井市 緑町 [REDACTED]
	氏 名	橋本 承子 ほか 6 人 <small>小金井玉川上水の自然を守る会 共同代表 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会 議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 13:20				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
小松	山下	渡辺	山崎	小林	北村	鈴木

議 長
 主 任


2021年6月4日

小金井市議会議長
鈴木 成夫様

小金井玉川上水の自然を守る会 共同代表 橋本承子
小金井市緑町

[Redacted content]

玉川上水の名勝小金井（桜）復活プロジェクトの検証及び今後の整備は、市民の理解と合意を得て進めることを求める陳情書

【陳情の主旨】

小金井市「玉川上水・小金井桜整備活用計画」が策定され10年経過しました。この間、小金井市と東京都は協議して樹木の伐採を行ってきました。市民からは市に対して、桜保護の観点だけでなく、他の樹木も大切にしたいと求めてきました。樹木伐採にあたっては桜の保護団体も含め、複数の市民や市民団体が現場で立ち合い、市や東京都と話し合ってきました。そうした現場での話し合いや議会答弁の中で市は、交通危険がある樹木や、桜の生育を阻害する、また法面の崩壊につながる樹木については伐採し、それ以外の樹木は【残せるものは残す】と答えてきました。

しかし毎年の皆伐に近い樹木伐採で緑陰が失われ、玉川上水周辺の環境は大きく変わりました。桜並木の復活に期待する声がある一方で、五日市街道の排気ガスや騒音による上水周辺の環境悪化を訴える住民の声や、景観が失われた驚きと悲しみの声も増えています。季節ごとの花や木の実を楽しみにしていた子どもたちの失望や、鳥の声が減ったという声も聞かれます。名勝小金井（桜）の保存・復活には賛成していた市民の中からも、「これはやりすぎだ」との意見も聞かれるようになりました。

2020年12月10日に行った小金井市生涯学習課と伐採の事業者と市民との現場の立ち合いでは、「残す」と言っていた樹木が、今年1月からの陣屋橋付近の伐採でほとんど伐られました。12月22

日の市・生涯学習課と都・水道局の話し合いの場に、なぜか市民は立ち会うことができないままに、近隣住民の「この木を切らないでください」と書いて木に貼り付けたカードもむなく、蕾をびっしり付けたたった1本のコブシも切られ、今年の伐採区間、陣屋橋～関野橋間もほぼ皆伐状態です。この間の、市と市民とで話し合い育んできた信頼関係が損なわれるような強度の伐採には強く抗議します。

この小金井地区の管理手法には、周辺市からも疑問視する声が上がっています。小平市長からは令和2年6月26日付で「1.サクラの補植作業は、生物多様性を持った多様な生態系が維持されるよう配慮してください。2.サクラの補植作業の時期、方法などについて、地域の住民や自然保護団体と事前に意見を聞く場を設けるなど、丁寧な対応に努めてください。」との公文書が東京都知事あてに出されました。

また今年3月の市議選に向けては、市民団体「玉川上水みどりといきもの会議」が玉川上水と小金井桜に関するアンケートを実施し、市議候補者28名から回答がありました。

そこでは「名勝復活のためには桜以外の樹木は排除すべき」と答えた人は0名。「桜並木の復活は望むが、その生育を阻害しない低木などは残すべき」との意見が大多数でした。

こうした状況を踏まえ、私たちは小金井市で活動する環境団体として、市議会のご理解を頂きたく以下陳情いたします。

【陳情項目】

1.市は今後の整備のあり方について市民の意向を調査してください。

・意向調査の対象範囲は、HPやTwitterなども活用し、前回よりも広げてください。

・意向調査は「出来る限り桜と他の樹木の共存を望む」意見も出しやすい設問にして、自由記述欄も必ず設けてください。

2.市は東京都とも協議し、以下の調査と検証を行い今後の管理に反映させて下さい。

・ケヤキをはじめとする樹木と法面崩壊の関係については、植物生態学、地質学、地形学などの専門家によって、多角的多面的に検証してください。

3.今後の管理・伐採について、市は市民の理解と合意を得てから進めてください。

・今後、整備区間のひこばえは皆伐せず、「他の樹木に配慮しながら進めます」という議会や市民の声への回答で出された市長方針を守ってください。

・小金井橋から茜屋橋間の整備は、近隣市とも意識を共有して行って下さい。

陳 情 文 書 表

3 陳情第 36 号

市とシルバー人材センター間にある
交渉について 聞く

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3 年 6 月 8 日
(西暦)

陳情代表者	住 所	小金井市貫井南町 [REDACTED]
	氏 名	日本非正規労働者ユニオン 自由と平等 参事 松井豊 [REDACTED] ほか 人 <small>(法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)</small>
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発言者	住 所	
	氏 名	
	連 絡 先	() -

(宛先) 小金井市議会議長

眞根
主任

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 8 日 18:00				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長

小金井市議会議長 鈴木成夫様

件名 市とシルバー人材センター間にあった交渉について聞く陳情書

今次、シルバー人材センターは1000万円程度の赤字決算になります。
その原因のすべては市からの要請に基づく退去や移転にかかるものです。

その際、市は同団体の前年度黒字分をあてに、そこから経費負担してもよいだろうとの申し入れを行ったとの噂があります。

つきましては、そのような事実があったのかの確認を求めます。

令和3年6月4日

日本非正規勤労者ユニオン 自由と平等

参事 松井 豊

小金井市買井南町 ■■■■

陳 情 文 書 表

3 陳情第37号

緊急事態宣言下における学校施設の目的外利用の許可を求める陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 3年 6月 4日
(西暦2021年)

陳 情 代 表 者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	小金井南ミニバスケットボールクラブ 代表 嶺 めぐみ ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	小金井市前原町 [REDACTED]
	氏 名	嶺 めぐみ
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

(宛先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情		第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日		令 和 3 年 6 月 4 日 14:20				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長	局 長	議 長
						



令和3年 6月 4日

小金井市議会議長

鈴木 成夫 様

団体名 小金井南ミニバスケットボールクラブ

代表 嶺 めぐみ

住所 小金井市前原町 [REDACTED]

連絡先 [REDACTED]

メールアドレス [REDACTED]

緊急事態宣言下における学校施設の目的外利用の許可を求める陳情書

日頃より、小金井市の子どもたちのためにご尽力いただき感謝致します。

私たちは、小金井市立小学校の施設を利用して活動しているスポーツ団体です。昨年3月の緊急事態宣言の発出以降、緊急事態宣言の発出期間中は公立小中学校施設の目的外利用は中止となっております。その影響で、活動場所がなくなった児童で構成する私たちのようなスポーツ団体だけではなく、中高生、大学生、大人までもが運動ができる施設に押し寄せることとなり、日の出前の早朝から場所取りをしたり、密な状態で運動したりしている状況です。早朝から場所取りをしても、結局場所を確保できないということもあります。

新型コロナウイルスの影響は各所に影響を及ぼしていますが、子どもたちは様々なことが制限され、修学旅行や移動教室の中止、運動会の中止等、貴重な体験の機会を奪われてしまっています。去る5月21日の教育委員会において報告されたように、小金井市の小学生の不登校の出現率が激増していることなど、子どもたちの心身の健康への影響は計り知れません。そのような子どもたちの心身の健康のために、運動する機会を何とか確保したいという思いを強く持っております。

令和3年5月30日時点において、東京都下の他の自治体（西東京市、日野市、杉並区、世田谷区等）では、緊急事態宣言の延長下にあっても、子どもの遊び場の確保のための校庭開放や、体育館等の施設利用を続けているところもあります。子育て環境日本一を目指している小金井市だからこそ、このような取り組みを取り入れていただきたいと考えています。

以上を踏まえ、子どもたちが思い切り身体を動かし、遊んだりスポーツをしたりする場を確保するために、各団体が感染防止の対策を徹底することを前提として以下の要望を致します。

陳情事項

- 1 緊急事態宣言下においても、学校施設の利用を一律に禁止せず、市内の感染状況などを勘案しながら、校庭や体育館等の学校施設について、目的外利用を認めてください。
- 2 上記においては、児童・生徒が所属する団体が利用しやすいよう、一定の配慮をしてください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 38 号

市議会に（仮称）「新型コロナウイルス対策調査特別委員会」を設置し、感染対策の強化、市民や事業者への支援充実を図ることを求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 年 6 月 4 日
（西暦2021 ）

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 15:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次長補佐	次 長	局 長	議 長
				/			

渡根
主任


小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

東京都小金井市東町

市議会に（仮称）「新型コロナウイルス対策調査特別委員会」を設置し、感染対策の強化、市民や事業者への支援充実を図ることを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、新型コロナウイルスは、4月25日に第三次緊急事態宣言が発令され、その後、6月20日まで延長されています。

この未曾有の危機に誤りなく対処していただくためには、行政と議会の緊密な連絡・相談体制の確立が急務です。

また、新型コロナウイルス関係の請願や陳情がバラバラの委員会に付託されたのでは、全会派が議論に参加できません。また、全員協議会では請願・陳情が付託できません。そのような観点からも全会派が参加する特別委員会の設置が合理的です。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1 市議会に（仮称）新型コロナウイルス対策調査特別委員会を設置してください。
- 2 特別委員会は、少なくとも全会派から委員を出せるように構成してください（議長を除く全員でも良いと思います）。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 39 号

市議会の議員定数に関する

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 4 日
(西暦2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年		6 月 4 日		15:40
受 付	担 当	主 任	係 長	次長補佐	次 長	局 長	議 長
				/			

薄根
主任


小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

東京都小金井市東町

市議会の議員定数に関する陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。
充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、前任期においては、議員定数に関するさまざまな動きがありましたが、最終的には定数削減は実施されず、「24名」のままで市議会議員選挙が執行されました。

このたび新しい任期が始まり、新たな議会運営委員会も発足いたしました。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、小金井市議会の議員定数は何名が適切なのか、すみやかに調査や検討を始めてください。
- 2、令和5年3月（第1回定例会）までに一定の結論を得られるようご努力をお願いします。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 40 号

1億円を超える多額の寄付に対して、市が極めて非常識な対応をしたのかしなかったのか
 厳正な調査を求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6月 4日
 (西暦2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 XXXXXXXXXX ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	XXXXXXXXXX

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

簿 根
主 任

簿根

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 15:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
渡辺	山下	渡辺	山浦	/	小林	北村	鈴木

小金井市議会議員 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

東京都小金井市東町

1億円を超える多額の寄付に対して、市が極めて非常識な対応をしたのかしなかったのか厳正な調査を求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、2021年4月21日付「小金井新聞」を読んで大変驚いたのですが、小金井市に対して1億円を超える多額の寄付があった際、大変失礼な対応があったことが強く疑われる記事が掲載されていました。

新型コロナウイルス感染症の影響で、市財政は「崖っぷち」に立たされることが懸念される中、1億円を超える多額の寄付をいただけることは、大変ありがたいことです。

もし仮に「小金井新聞」掲載の内容が事実なら、市の対応はあまりにも非常識な対応であり、厳しくその責任が問われるべきだと考えます。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、当該「小金井新聞」記事に書かれている事実関係があったのかなかったのか等、一連の事実経過を明らかにしてください。また、市側の対応に関する法令等の根拠も明らかにしてください。
- 2、前項を踏まえ、問題があると判断される場合には、議会として決議を可決するなどして、市長や行政に強く反省を求めてください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 41 号

耐震構造の違いによる揺れの違い、接点部分の床の動き、敷地の浸水状況等を、わかりやすい動画で、市民に公開することを求める 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 4 日
(西暦2021)

陳情代表者	住 所	東京都小金井市東町 XXXXXXXXXX
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	XXXXXXXXXX

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

簿根
主任
簿根

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 15:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
渡辺	山下	渡辺	山浦	/	小林	北村	鈴木

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

東京都小金井市東町

耐震構造の違いによる揺れの違い、接点部分の床の動き、敷地の浸水状況等をわかりやすい動画で、市民に公開することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、西岡市長が進めようとしている庁舎及び福祉会館の設計案では、庁舎部分にのみ大地震の揺れを抑えることができる免震構造が採用され、福祉会館部分には採用しない内容となっています。また、庁舎敷地の大部分が、記録的豪雨の際には浸水することも明らかになっています。

これに対して、市民からは、高齢者・障がい者・幼児などが数多く使用する福祉会館部分が大地震の際に激しく揺れることへの不安や、異なる耐震構造の接点部分の安全性などへの不安の声が上がっています。また、「防災庁舎」をめざしながら、敷地の大部分が浸水する前提の設計にも強い疑問の声が上がっています。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、免震構造の庁舎部分の揺れと、免震構造を採用しない福祉会館部分の揺れを、動画でわかりやすく市民に公開してください。
- 2、免震構造の庁舎と、免震構造を採用しない福祉会館の接点部分について、大地震の際の状況を、動画でわかりやすく市民に公開してください。
- 3、想定される記録的豪雨の最大雨量の際に、敷地がどのように浸水するのか、動画等でわかりやすく市民に公開してください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 42 号

西岡市長与党的議員による「意見書の類は皆で協議するものではなく、それぞれで考
えて採決に臨むのが一般的」発言に関する 陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 4 日
(西暦2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

海根
主任



第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情			保 存 年 限 5 年	
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 15:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
				/			

小金井市議会議員 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

東京都小金井市東町

西岡市長与党的議員による「意見書の類は皆で協議するものではなく、それぞれで考えて採決に臨むのが一般的」発言に関する陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査のち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、西岡市長与党的議員は SNS 発信で「意見書の類は皆で協議するものではなく、それぞれで考えて採決に臨むのが一般的」と発言しています。この発言は、市民の「難しい選択だからこそ、皆が参加して考え、苦勞して結果を出す。それが大事なことなんじゃないのか」という至極常識的かつ貴重なコメントに対するコメントであり、目を疑いました。

意見書は、議会の議決をもって可決して、議長名で国や東京都に送付される重要なものであり、内容に関しても適切な協議や話し合いが行われるべきものではないかと思われます。「皆で協議するものではない」という言い方自体、意見書の重みを軽んずるものであり、地方自治法で保障されている意見書提出権を自ら貶めるものです。

また、日本国憲法は民主主義を採用しており、民主主義の健全な発展には、協議や話し合いのプロセスが極めて重要です。協議や話し合いのプロセスをないがしろにするのは、立憲主義、民主主義の理念に反するものと思われます。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、「意見書の類は皆で協議するものではなく、それぞれで考えて採決に臨むのが一般的」なのかどうか、小金井市議会の状況、他市議会の状況などを調査してください。
- 2、意見書や決議の重要性やあるべきプロセスについて、議会運営委員会で議論の上で再確認し、全議員が正しい認識を持つよう工夫してください。
- 3、小金井市議会基本条例に、意見書や決議に関する規定を盛り込んでください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 43 号

中央通り（中央線側道）と中山谷通り（農工大西側の南北通り）との交差点に信号機
を設置することを求める 陳情書

趣 旨 （別紙のとおり）

令和 年 6 月 4 日
(西暦2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	[REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	()

(あて先) 小金井市議会議長

薄根
主任

薄根

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 15:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次 長 補 佐	次 長	局 長	議 長
				/			

小金井市議会議長 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成

東京都小金井市東町

中央通り（中央線側道）と中山谷通り（農工大西側の南北通り）との交差点に信号機を設置することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

さて、中央通り（JR中央線側道）と中山谷通り（農工大西側の南北通り）との交差点は、中央通りの交通量が年々増えていることもあり、頻繁にパトカーが監視していなければならない市内有数の危険交差点となっています。

これは、道幅の広い中央通り側が一時停止であるという変則的な交差点であること、中央通りが側道であることに起因して、長い直線コースであり、スピードを上げやすいこと、に起因しています。

中央通りは、武蔵小金井駅と東小金井駅を結ぶ最短ルートであり、今後は東小金井駅と新市役所庁舎等を結ぶ最短ルートとなることから、自動車のみならず、歩行者、自転車の増加も見込まれます。さらに市役所庁舎等の建設期間中は工事関係車両も増加することが確実です。

そこで以下の事項を陳情申し上げます。

【陳情事項】

- 1、中央通り（中央線側道）と中山谷通り（農工大西側の南北通り）との交差点に信号機を設置するよう、働きかけを強めてください。
- 2、中央通り（中央線側道）を走行する自動車やバイクに、スピードを抑制することを促す対策をさらに充実させてください。

以上

陳 情 文 書 表

3 陳情第 44 号

小池百合子東京都知事に即刻辞職を求める意見書を提出することを求める

陳情書

趣 旨 (別紙のとおり)

令和 年 6 月 4 日
(西暦2021)

陳 情 代 表 者	住 所	東京都小金井市東町 [REDACTED]
	氏 名	市民団体「こがねい情報公開市民会議」 事務局長 高木 章成 [REDACTED] ほか 人 (法人の場合は、その名称及び代表者の氏名) (本人署名以外は、押印が必要となります。)
	連 絡 先	([REDACTED]) [REDACTED] - [REDACTED]

発言を申し出ます。

発 言 者	住 所	
	氏 名	(申し出ません。)
	連 絡 先	() -

(あて先) 小金井市議会議長

第1ガイド 請願・陳情			第2ガイド 陳情		保 存 年 限 5 年		
受 理 年 月 日			令 和 3 年 6 月 4 日 15:40				
受 付	担 当	主 任	係 長	次長補佐	次 長	局 長	議 長
				/			

薄根
主 任



小金井市議会議員 鈴木成夫 様

2021年6月4日

市民団体「こがねい情報公開市民会議」

事務局長 高木章成
東京都小金井市東町

小池百合子東京都知事に即刻辞職を求める意見書を提出することを求める陳情書

議員各位の市政発展に向けてのご奮闘に衷心より敬意を表します。

憲法第16条、請願法、議会基本条例、会議規則の規定に基づき、以下陳情申し上げます。
充実したご審査ののち、採択賜りますようお願い申し上げます。

陳情

【請願事項】

地方自治法第99条に基づき、小池百合子都知事に直ちに辞職（退職）することを求める意見書を提出してください。

陳情

【請願理由】

小池百合子東京都知事は、日本国憲法第九十三条に定める二代表制に反して、議会において答弁拒否に等しい不誠実な答弁を再三行い、都民及び都議会への説明責任を放棄した上、今般、深刻なまん延状況にある新型コロナウイルス感染症への対策を始めとする都政運営において、都民の生命・健康・自由を害する独断と無策を繰り返し、都の財政基盤を棄損し、都政を混乱させ、都民の信託と期待を裏切りました。この責任は極めて重大であり、誠に遺憾の極みです。

コロナ禍に苦しむ都民をよそに小池知事は2期目再選に当たって、「給与半減日本一安い知事」と吹聴していたにも関わらず、²⁰²⁰2020年8月21日、満額換算で約3500万円もの退職金を受領してしまいました。また、遅きに失した新型コロナウイルス感染症対策を補うかのごとく、令和2年度に知事CM等巨額広告費12億円も投入しましたが、3度にもわたる緊急事態宣言となり、感染拡大防止に至らなかったことは明らかです。

都民の生命・健康を省みず、1回目の緊急事態宣言以降、今日まで、専決処分は実に20件に及び、うち補正予算は、10件を数え総額は一兆円を超えています。

埼玉県、千葉県、神奈川県は都度臨時議会を知事召集のもと開催しているにも関わらず、小池知事は都民・都議会軽視も甚だしく、結果大手飲食チェーン店の時短協力金支給が著しく遅滞し全国的な批判を浴びるに至りました。また、経済的打撃に苦しみ終えず営業をする店舗の中で、そもそも飲食店を追い詰めたコロナ対策を講じたのが誰であったかの自覚もなく見せしめ的に特定の一社をつるしあげた独裁的措置は経済活動の自由を脅かし、民主主義を冒瀆、愚弄するものであります。

本年1月の緊急事態宣言政府要請は、都庁の関係部局、都議会、区市町村、保健所との調整も全くないままに実施、また、千葉県、神奈川県、埼玉県知事に対しても虚偽の根回しを

行うなど、独断専行によって大きな混乱をもたらしました。毎々、オリンピック・パラリンピック競技大会の動向や、国政政局ばかりに気を取られ自己中心的な判断でコロナ対策を進めた結果、全国的に感染が広がった責任は小池知事にあります。

コロナ禍に見舞われる以前から、身の丈に合った都財政運営を求めていたにも関わらず、毎年過去最大級の新たなバラマキともとられかねぬ不要不急のヨコモジ・カタカナ事業を展開した結果今日、非常に苦しい財政状況至りました。歴代知事らが、堅実に積み上げてきた財政調整基金（都の貯金）約1兆円の9割方を小池都政では使い果たし、補正後残高は223億円に激減する一方、都債残高（都の借金）は4700億円も増加、これ以上の痛手・借金を東京都民に被らせるわけにはなりません。

自らの政治生命と野心のために都民の生命線となる血税を何の痛みもなく使い切り、「自分ファースト」のために放蕩・散財した責任は贖いようもなく即刻辞職を求めるものです。

以上